

やまぐちサポート融資

令和8年度中小企業制度融資ガイド

山口県産業労働部経営金融課
(令和8年9月改訂)

目 次

1	山口県中小企業制度融資の仕組み	1
(1)	中小企業制度融資とは	1
(2)	信用保証制度とは	1
2	山口県中小企業制度融資の対象となる中小企業者	2
(1)	規模の制限	2
(2)	業種の制限	3
(3)	事業歴	3
(4)	資金使途の制限	3
(5)	その他	3
3	山口県中小企業制度融資の令和8年度の概要	4
(1)	新規融資枠の確保	4
(2)	主な制度改正	4
(3)	その他	4
	令和8年度山口県中小企業制度融資一覧	5
4	各資金の融資手続き等	6
	山口県中小企業融資制度要綱	9
	別表1（資金の種類、融資対象等）	18
	別表2（保証料率）	24
	別記様式	27
	山口県中小企業制度融資取扱要領	29
	関係書式集	34
	＜第1－1号様式＞産業活性化資金（融資対象1）推薦依頼書	35
	＜第1－2号様式＞産業活性化資金（融資対象2）推薦依頼書	39
	＜第1－3号様式＞産業活性化資金（融資対象3）対象要件申告書	41
	＜第1－4－1号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）認定申請書	42
	＜第1－4－2号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）融資意見書	45
	＜第1－4－3号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）推薦依頼書	46
	＜第1－4－4号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）融資推薦書	47
	＜第1－4－5号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）融資認定書	48
	＜第1－4－6号様式＞産業活性化資金（融資対象4、5）融資推薦書	49
	＜第2号様式＞脱炭素経営未来投資事業計画書	50
	＜第3号様式＞雇用創出支援資金対象要件申告書	52
	＜第4号様式＞若年者雇用促進資金対象要件申告書	53
	＜第5号様式＞女性活躍応援資金（資金使途3）女性活躍促進事業計画書	54

＜第 6 号様式＞おいでませ山口観光振興資金推薦依頼書	55
＜第 7 号様式＞防災・減災対策支援資金対象要件申告書	57
＜第 8－1 号様式＞組合事業資金推薦依頼書	58
＜第 8－2 号様式＞組合事業資金推薦書	59
＜第 9 号様式＞スタートアップ創出促進資金融資推薦書	60
＜第 10－1 号様式＞創業計画書（創業前）※経営者保証有	62
＜第 10－2 号様式＞創業計画書（創業後）※経営者保証有	66
＜第 11－1 号様式＞創業計画書（再挑戦）※経営者保証有	68
＜第 11－2 号様式＞資格要件申告書	73
＜第 12 号様式＞創業計画書（経営者保証免除）	74
＜第 13－1 号様式＞事業承継支援資金（融資対象 1（2））融資推薦書	77
＜第 13－2 号様式＞事業承継支援カルテ	79
＜第 14 号様式＞DX 対応支援資金に関する事業計画書	80
＜第 15 号様式＞ビジネスモデル再構築支援資金（融資対象 2・3）事業計画書	82
＜第 16 号様式＞海外市場販路拡大等事業計画書	91
＜第 17 号様式＞経営安定資金（融資対象 4）融資推薦依頼書	92
＜第 18 号様式＞経営支援特別資金対象要件申告書	93
＜第 19－1 号様式＞原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書	94
＜第 19－2 号様式＞原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書	95
＜第 19－3 号様式＞原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書	96
＜第 19－4 号様式＞原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書	97
＜第 20 号様式＞賃金引上げ・価格転嫁支援資金事業計画書	98
― 山口県信用保証協会の御利用に当たって ―	99

1 山口県中小企業制度融資の仕組み

「中小企業制度融資」は、公的融資制度の一つで、中小企業者が民間金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会が公的な保証人となり、融資の円滑化を図ることで、中小企業者の資金繰りをサポートしています。

(1) 中小企業制度融資とは

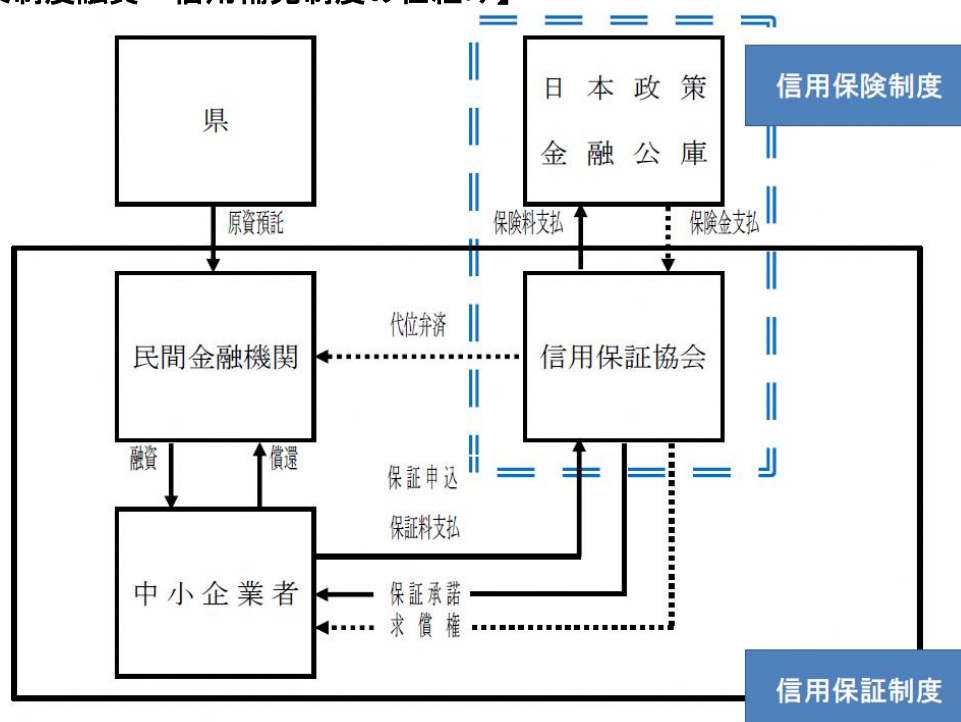
- ・信用保証制度を活用して、
- ・政府系中小企業金融機関並みの低利・長期の事業資金を、
- ・県から預託する原資と民間金融機関の資金とを協調し、民間金融機関からの融資として資金供給することにより、
- ・民間金融機関や政府系中小企業金融機関の融資の量的・質的補完を行い、
- ・中小企業の経営の安定・強化に資する制度です。

(2) 信用保証制度とは

「信用保証制度」は、一般的に物的・人的担保力が弱い傾向にあり、金融機関から円滑に融資が受けられないという状況にある中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会（以下「協会」という。）がこの債務を保証することにより、中小企業の信用力を補完し、円滑な融資実行を可能にする制度です。

また、協会は日本政策金融公庫に、この保証を保険として付保し、中小企業が金融機関からの借入金の返済が不能となった場合に、協会が金融機関に行う代位弁済（協会が中小企業に代わって金融機関に立替払いを行い、当該中小企業に対しては求償権を取得する。）の一部を日本政策金融公庫が補填する仕組み「信用保険制度」も活用しています。（これらを総称して「信用補完制度」と言います）

【中小企業制度融資・信用補完制度の仕組み】



2 山口県中小企業制度融資の対象となる中小企業者

中小企業制度融資は、経営基盤強化資金、創業・新事業展開支援資金、小規模企業支援資金、経営安定支援資金の4種に区分しています。

中小企業制度融資を利用しようとする場合は、次の要件等をすべて満たしていることが必要です。

(1) 規模の制限

○中小企業者の範囲（中小企業信用保険法第2条第1項）

業 種	資本の額又は出資の総額	従 業 員 数
製 造 業 等	3 億 円以下	3 0 0 人以下
卸 売 業	1 億 円以下	1 0 0 人以下
サ ー ビ ス 業	5 千万円以下	
小 売 業		5 0 人以下

※ 会社及び個人だけでなく、組合（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合及び商店街振興組合等）、特定非営利活動法人（NPO 法人）も原則、対象としています。

◇上記中小企業者のうち、中小企業信用保険法施行令第1条第2項で規定するもの

業 種	資本の額又は出資の総額	従 業 員 数
ゴ ム 製 品 製 造 業	3 億 円以下	9 0 0 人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業		3 0 0 人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業		
旅 館 業	5 千万円以下	2 0 0 人以下

※ ゴム製品製造業は、自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除きます。

○小規模企業者の範囲（小規模企業支援資金の対象）

業 種	資本の額又は出資の総額
商 業 ・ サ ー ビ ス 業	5 人以下
うち宿泊業・娯楽業※	2 0 人以下
そ の 他 の 業 種	2 0 人以下

※ 中小企業信用保険法施行令第1条の2で定める業種

○特定事業者の範囲（ビジネスモデル再構築支援資金のうち融資対象4～6の対象）

業 種	従 業 員 数
製 造 業 等	5 0 0 人以下
卸 売 業	4 0 0 人以下
サ ー ビ ス 業	3 0 0 人以下
小 売 業	

※ 会社及び個人だけでなく、組合（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合及び商店街振興組合等）も対象となる場合があります。

◇上記特定事業者のうち、経営強化法施行令第4条第1項等で規定するもの

業 種	従 業 員 数
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	5 0 0 人以下

(2) 業種の制限

次の業種以外の業種(中小企業信用保険法施行令第1条第1項)が対象となります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 農業2. 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）3. 漁業4. 金融・保険業の一部 |
|--|

※ 一部の業種によっては対象とならない場合があります。

(3) 事業歴

県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていることが必要です。ただし、経営支援特別資金の融資を受ける場合は、県内に事業所を有し1年以上継続して事業を行っていることが必要です。

なお、資金によっては要件を緩和し、新規開業等も対象としています。

(4) 資金使途の制限

事業資金であることが必要です。ただし、転売用不動産の取得と見られるものなど、資金使途によっては対象とならない場合があります。

(5) その他

事業税（個人事業税、法人事業税）の滞納がないことや、信用保証協会の求償権先でないこと等の要件があります。

3 山口県中小企業制度融資の令和8年度の概要

(1) 新規融資枠の確保

長引く物価高や賃金引き上げ等に伴う価格転嫁への資金繰り支援に加え、米国通商政策の影響下における経営改善・再生への取組を資金面で支援するなど、中小企業者等の資金需要に応じた十分な融資枠として800億円を確保した。

【新規融資枠及び予算額】

(単位 千円)

区 分	令和8年度(A)	令和7年度(B)	前年比(A/B)
新 規 融 資 枠	80,000,000	77,000,000	103.9%
予算額(貸付金)	75,688,800	79,720,000	94.9%

(2) 主な制度改正

ア モニタリング強化枠の新設【経営改善・再生支援資金】

認定経営革新等支援機関によるモニタリングを強化することで、中小企業者の経営改善・事業再生・再チャレンジに向けた支援の更なる充実を図る。

【モニタリング強化枠】※融資利率は10月1日改正後の数値

融資限度額	融資利率	融資期間(据置)	保証料率
280,000千円	5年以内 年2.3%	10年 (運転1年・設備3年)	年0.12% ～年0.50%
	5年超10年以内 年2.4%		

イ 融資利率の見直し(令和8年4月～)

金利が上昇局面にあること等を踏まえ、融資利率を原則0.2%引き上げ。

ウ 融資利率の見直し(令和8年10月～)

金利が上昇局面にあること等を踏まえ、融資利率を原則0.1%引き上げ。(一部0.2%)

(3) その他

脱炭素経営未来投資応援資金の信用保証料率引き下げ

再エネ設備の導入等、脱炭素経営による経営の変革を促進するため、脱炭素経営未来投資応援資金の信用保証料率を0.10%引き下げ。

ただし、令和8年4月1日以降の申込受付分であって、令和9年3月31日までに貸付実行されるものに限る。

令和8年度山口県中小企業制度融資一覧

令和8年10月1日現在

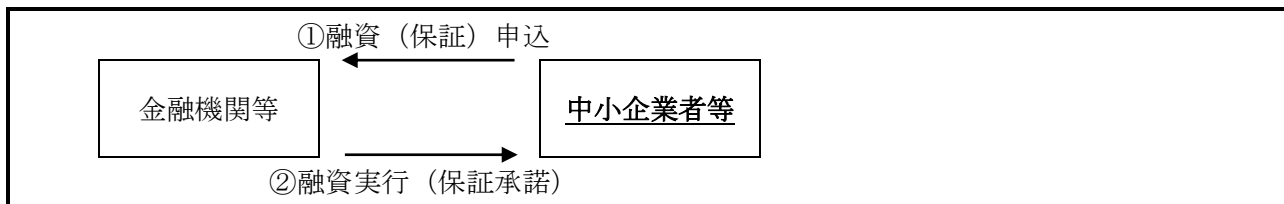
資 金 名		融 資 限 度 額 千円	融 資 利 率 ()は責任共有制度対象外の場合 年%		保 証 料 率 年%	融 資 期 間 ()は据置期間 年以内
経 営 基 盤 強 化 資 金						
産 業 活 性 化 資 金		280,000 (運転 50,000 限度) 融資対象によっては 500,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超 10 年超	2.7(2.5) 2.8(2.6) 3.0(2.8) ※保証無式()の利率に0.3%加算 融資対象によっては 5 年以内 5 年超 10 年超	0.34～1.76	運転 5(1) 設備 15(2) 融資対象によっては 設備 20(2)
経営者保証免除促進資金		80,000 (セーフティネット保証4号・5号 の対象者は別に80,000)	5 年以内 5 年 超	2.3(2.1) 2.4(2.2)	0.59～2.21※1	10(1)
脱炭素経営未来投資応援資金		280,000	5 年以内	2.3(2.1)	0.34～1.76※2	15(2)
雇 用 創 出 支 援 資 金		280,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 10 年超	2.4(2.2) 2.6(2.4)	0.34～1.76	運転 5(1) 設備 15(2)
若 年 者 雇 用 促 進 資 金		280,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年 超	1.6(1.4) 1.7(1.5)		10(2)
女 性 活 躍 応 援 資 金		50,000 (運転 20,000 限度)	5 年以内 5 年 超	2.3(2.1) 2.4(2.2)		運転 5(1) 設備 10(2)
おいでませ山口観光振興資金		280,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超 10 年超	2.3(2.1) 2.4(2.2) 2.6(2.4)		運転 5(1) 設備 15(2) 15(2)
防 災 ・ 減 災 対 策 支 援 資 金		80,000	10 年超	2.6(2.4)		15(2)
事 業 円 滑 化 資 金		200,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年超 10 年超	3.0(2.8) 3.2(3.0) 3.3(3.1)		運転 5(1) 設備 15(2)
組 合 事 業 資 金		250,000 (運転 50,000 限度)	5 年以内 5 年 超	2.7(2.5) 2.8(2.6) ※保証無式()の利率に0.3%加算		運転 5(6月) 設備 10(2)
創 業 ・ 新 事 業 展 開 支 援 資 金						
スタートアップ創出促進資金 [責任共有制度対象外資金]		35,000	5 年以内 5 年 超	(1.7) [1.4] (1.8) [1.5]	0.65 又は 0.85 (0.50 又は 0.70)※3	10(1)
事 業 承 継 支 援 資 金		200,000	5 年以内 5 年 超	2.3(2.1) 2.4(2.2)	0.34～1.76 融資対象によっては [0.09～0.70]	10(2) 融資対象によっては 10(1)
D X 対 応 支 援 資 金		100,000 (運転 50,000 限度)			0.34～1.76	10(2)
ビジネスモデル再構築支援資金		100,000				
海外ビジネス展開支援資金		10,000		2.3(2.1)		運転 5(1)
小 規 模 企 業 支 援 資 金						
小 規 模 企 業 支 援 資 金		40,000 (セーフティネット保証5号 の対象者は80,000)	5 年以内 5 年 超	2.3(2.1) 2.4(2.2)	0.34～1.76	10(2)
小規模企業支援小口資金 [責任共有制度対象外資金]		20,000	5 年以内 5 年 超	(2.1) (2.2)		10(1)
短 期 サ ポ ー ト 資 金		8,000 (不況業種10,000、組合48,000)		2.6(2.4) ※保証無式()の利率に0.3%加算		運転 6 月
経 営 安 定 支 援 資 金						
経 営 安 定 資 金		80,000			0.34～1.76	10(2)
経 営 支 援 特 別 資 金		80,000	5 年以内 5 年 超	2.3(2.1) 2.4(2.2)		
原油価格・物価高騰対応資金		80,000				
賃金引上げ・価格転嫁支援資金		80,000				
経営改善・ 再生支援資金	協 調 支 援 枠	280,000	5 年以内 5 年 超	2.3 2.4	0.34～1.45※1	10 (運転1、設備3)
	経営力強化枠	280,000			0.34～1.34	運転 5(1) 設備 7(1) 借換※4 10(1)
	経営改善サポート枠	280,000	5 年以内 5 年超 10 年超	2.3(2.1) 2.4(2.2) 2.6(2.4)	0.80(1.00)※1	15(3)
	モニタリング強化枠	280,000	5 年以内 5 年 超	2.3 2.4	0.34～1.45※1	10 (運転1、設備3)

【 】は、令和7年4月1日以降に県外から移住し、県内で創業予定又は創業後6月以内のものに限る。
〔 〕は、山口県信用保証協会等の定める一定の要件を満たす場合に限る。
「事業者選択型経営者保証非提供制度」の対象となる保証の保証料率については、同制度要綱に基づき、0.25%又は0.45%を上乗せ
※1 信用保証料の補助(県・国)及び事業者実質負担は、別表2に記載
※2 山口県信用保証協会の協力により、0.24～1.66%となる。ただし、令和8年4月1日以降の申込受付分であって、令和9年3月31日までに貸付実行されるものに限る
※3 山口県信用保証協会の協力により、0.50%又は0.70%となる場合あり
※4 既往の保証付き借入金を借り換える場合

4 各資金の融資手続き等

一部の資金は申し込みに当たって県規定の様式がありますので、山口県中小企業制度融資取扱要領を参照してください。

【通常の手続き】



【特別な手続き：経営基盤強化資金】

産業活性化資金（融資対象1）※1
産業活性化資金（融資対象2）※2
おいでませ山口観光振興資金 ※3

[＜第1－1号様式＞](#)

[＜第1－2号様式＞](#)

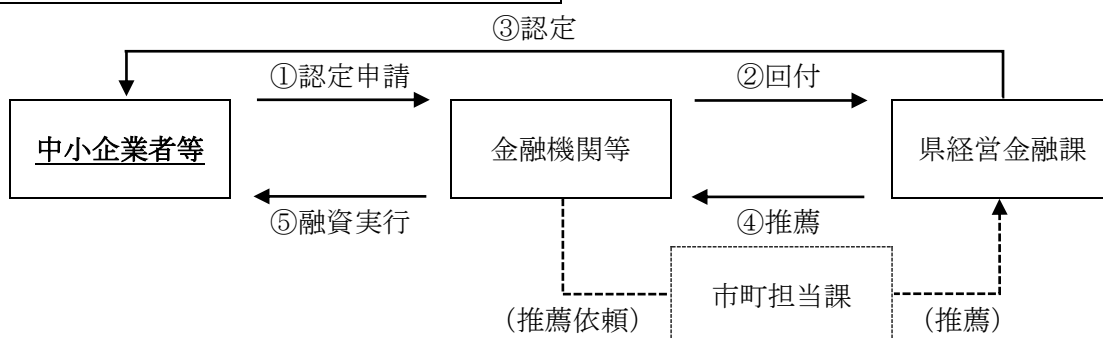
[＜第7号様式＞](#)



※1 商工会議所等へ推薦依頼 ※2 市町担当課へ推薦依頼 ※3 市町担当課又は商工会議所等、中央会又は県観光連盟への推薦依頼

産業活性化資金（融資対象4及び5）

[＜第1－4－1, 2, 3, 4号様式＞](#)



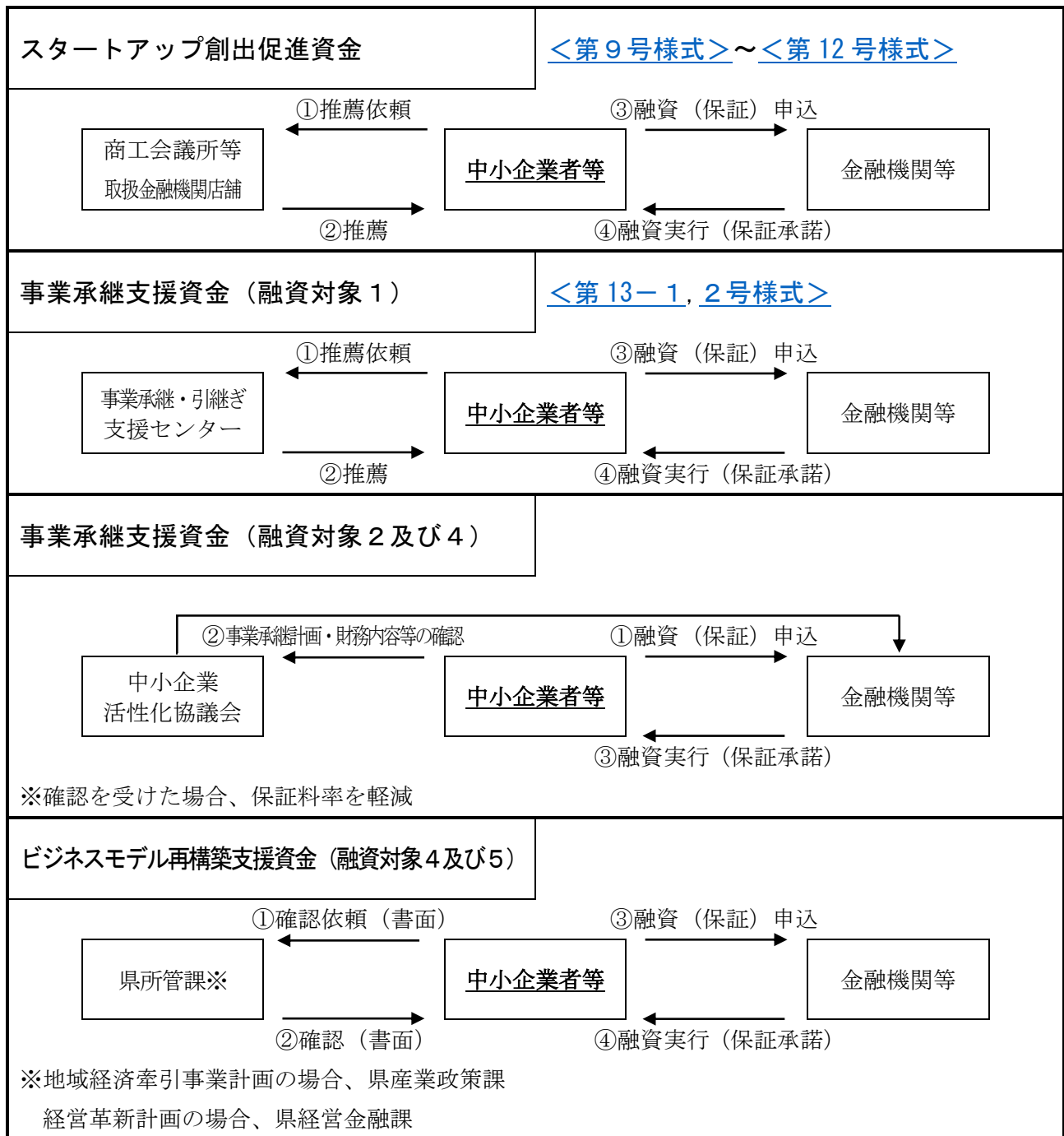
組合事業資金

[＜第8－1, 2号様式＞](#)

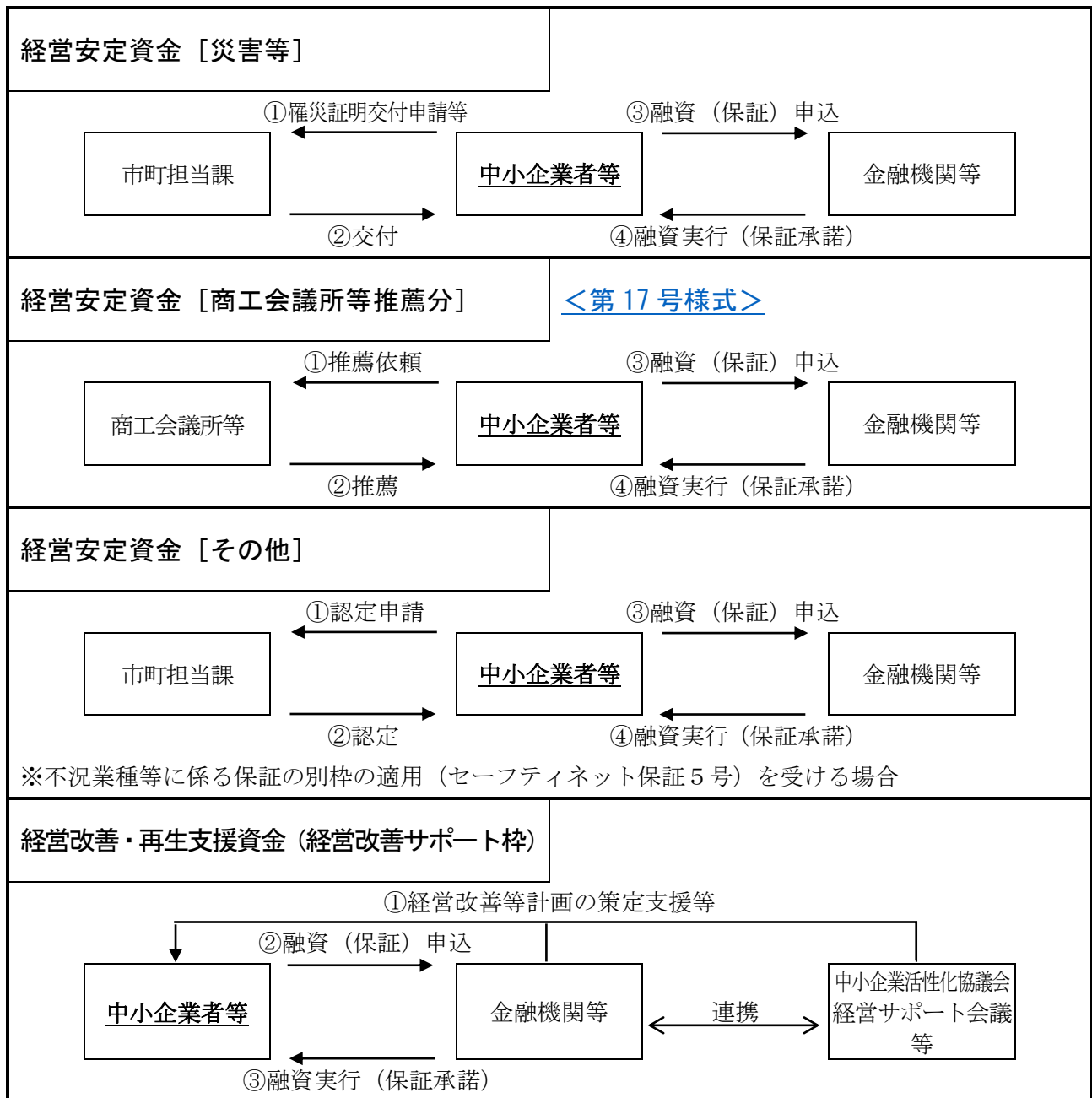


※金融機関は、商工組合中央金庫・山口銀行・西京銀行の各県内店（チケット事業協同組合を除く）

【特別な手続き：創業・新事業展開支援資金】



【特別な手続き：経営安定支援資金】



山口県中小企業融資制度要綱

(令和 8 年 4 月 1 日 令 8 経営金融第 1 号)

(令和 8 年 10 月 1 日 令 8 経営金融第 701 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、中小企業者等が必要とする資金の融通を円滑にして、その経営の安定及び強化を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5,000 万円、卸売業を主たる事業とする事業者については 1 億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業者については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 100 人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号。以下「政令」という。）第 1 条第 1 項に掲げる業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

イ 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令第 1 条第 2 項で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人以下のもの（ア及びイに掲げるものを除く。）

エ 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）であって、常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業者については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 100 人）以下のもの

(2) 小規模企業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5 人）以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの

イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令第 1 条の 2 で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの（ア及びイに掲げるものを除く。）

エ 特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5 人）以下のもの

(3) 特定事業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 特定事業者であって、中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当するもの

イ 特定事業者であって、中小企業等経営強化法第 22 条第 1 項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの

ウ 特定事業者（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 15 条により特定事業者とみなされたものを含む。）であって、同法第 19 条第 1 項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。

エ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）附則第 8 条第 2 項、同法附則第 9 条第 2 項、又は同法附則第 10 条の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの

(4) 組合

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）等に基づいて設立された組合（信用協同組合を除く。）であって、特定事業を行うものをいう。

(5) 中小企業者等

中小企業者及び組合をいう。

(6) 小規模企業者等

小規模企業者及び組合をいう。

(7) 輸出関連中小企業者

年間総売上高に対する輸出向製品売上高（間接輸出の場合を含む。）比率が 20%以上である中小企業者をいう。

(8) 中小受託事業者

受託中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 2 条第 5 項に規定する中小受託事業者をいう。

(9) 指定再生手続開始申立等事業者

破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた事業者であって、負債金額（金融機関からの借入金額を除く。）が 3,000 万円以上で、かつ、県内に関連中小企業者等を 10 以上有していること等により、県内の関連中小企業者等の経営に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したものをいう。

(10) 関連中小企業者等

指定再生手続開始申立等事業者に対して債権（売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権及び前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。）返還請求権をいう。）を有し、かつ、次のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

ア 当該債権額が 50 万円以上であること。

イ 取引依存度が 20%以上であること。

(11) 常用労働者

常時使用する労働者として再雇用し、又は新規に雇用されてから 1 年以上継続して雇用される者で、かつ、雇用保険の被保険者であるものをいう。

(12) 県内の新規学卒未就職者

令和 6 年 3 月以降に山口県内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は中学校を卒業した者で、卒業時において就職が内定せず、ハローワークに求職申込みをしている者をいう。

(13) 山口しごとセンター登録者

山口しごとセンターに求職のための登録をしている者をいう。

(14) 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号に規定する身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。

(15) 中高年齢者

中高年齢者（45 歳以上 55 歳未満の者）及び高年齢者（55 歳以上 65 歳未満の者で、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に規定する高年齢者雇用確保措置の対象となるものを除く。）をいう。

(16) 子育て等で退職した女性

出産・介護等による離職後長期間が経過し、就労経験のない若しくは乏しい女性をいう。

(17) 母子家庭の母又は父子家庭の父等

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する配偶者のない女子又は男子で、次に掲げる者のいずれかを扶養するものをいう。

ア 20 歳未満の子

イ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）別表第 2 に定める障害がある状態にある子、両親、兄弟姉妹

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 5 号の精神又は身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者

(18) 若年者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 令和 8 年 3 月以降に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は

中学校を卒業した者あるいは卒業予定である者

イ 令和 6 年 3 月以降に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は中学校を卒業した者で、卒業時において就職が内定せず、ハローワークに求職申込みをしている者

ウ 山口しごとセンター登録者で、39 歳以下の者

(19) 認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

(20) 経営サポート会議

保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者等ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場をいう。

(21) 保証協会

山口県信用保証協会をいう。

(22) 取扱金融機関

県内に店舗を有する各銀行（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会及び山口県農業協同組合をいう。

(23) 商工会議所

商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づいて設立された法人をいう。

(24) 商工会

商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づいて設立された法人をいう。

(25) 商工会議所等

商工会議所、商工会及び山口県商工会連合会をいう。

(26) 商工会議所等の長

商工会議所会頭、商工会会長又は山口県商工会連合会会長をいう。

(27) 中央会

山口県中小企業団体中央会をいう。

(28) チケット事業協同組合

中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に掲げる事業協同組合で、主として組合員の取扱品の販売又は役務の提供のためのチケット発行及びこれに関連する事業を行うものをいう。

(29) 信用保証

この要綱による融資（以下「制度融資」という。）を受けるに当たって付した保証協会の保証をいう。

(30) 保証付制度融資

制度融資で、融資に当たって信用保証を付したものをいう。

(31) プロパー制度融資

前号に規定するもの以外の制度融資をいう。

(32) 事業承継・引継ぎ支援センター

産業競争力強化法に基づく認定支援機関に設置する事業引継ぎ相談窓口をいう。

(資金の種類及び目的)

第3条 制度融資に係る資金の種類及び目的は別表1の「資金の種類」及び「目的」の欄に掲げるとおりとする。

(融資の対象)

第4条 制度融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えなければならない。

- (1) 県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていること。
- (2) 事業税を滞納していないこと。
- (3) 銀行取引停止処分又はでんさい取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 保証付制度融資にあつては、保証協会の求償権に対して弁済義務を有していないこと。ただし、連帯保証人にあつては、現に弁済中であるなど、その求償権の支払いについて誠意のある場合は、この限りでない。
- (5) 別表1の「資金の種類」の欄に掲げる資金の種類（以下「資金」という。）ごとに、それぞれ同表の「融資対象」の欄に掲げる要件を備えていること。

2 次の各号のいずれかに該当するとき、前項の規定は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「経営基盤強化資金（組合事業資金）」の融資対象者に前項第1号の規定を適用する場合には、組合の構成員たる中小企業者が「県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていること」をもって足りるものとする。
- (2) 「経営基盤強化資金（産業活性化資金、経営者保証免除促進資金、脱炭素経営未来投資応援資金、雇用創出支援資金、若年者雇用促進資金、女性活躍応援資金、おいでませ山口観光振興資金、防災・減災対策支援資金及び事業円滑化資金）」の融資対象者及び「創業・新事業展開支援資金（DX対応支援資金及びビジネスモデル再構築支援資金（融資対象4、5及び6を除く））」の融資対象者に前項第1号の規定を適用する場合には、「原則として6月以上事業を行っていること」をもって足りるものとする。
- (3) 「創業・新事業展開支援資金（事業承継支援資金）」の融資対象者については、前項第1号の規定は適用しないものとする。
- (4) 「創業・新事業展開支援資金（スタートアップ創出促進資金）」の融資対象1又は2に該当する者として融資を受けようとするもののうち、創業関連保証及びスタートアップ創出促進保証の適用を受ける場合は、前項第1号及び第2号の規定は適用しないものとする。
- (5) 「創業・新事業展開支援資金（スタートアップ創出促進資金）」の融資対象者のうち、再挑戦支援保証の適用を受ける場合は、前項第1号から第4号の規定は適用しないものとする。

のとする。

ただし、既に再起業している者にあつては、その再起業した事業について、前項第2号から第4号を適用する。

(6) 制度融資に係る資金の融資対象者のうち、求償権消滅保証の適用を受ける場合は、前項第4号の規定は適用しないものとする。

(7) 「経営安定支援資金（経営支援特別資金）」の融資対象者については、前項第1号の規定は適用しないものとし、「県内に事業所を有し、1年以上継続して事業を行っていること。」を適用する。

(融資の条件)

第5条 制度融資の条件（資金使途、融資限度額、融資利率、保証料率、融資期間、償還方法、保証人及び担保）は、資金ごとにそれぞれ別表1の「融資条件」の欄に掲げるとおりとする。

2 保証付制度融資にあつては、保証協会の業務方法書に定める保証金額の最高限度額を超えることはできないものとする。

(認定等)

第6条 「経営基盤強化資金（産業活性化資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象1に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ商工会議所等の推薦を受けなければならない。

2 「経営基盤強化資金（産業活性化資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象2に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ市町長の推薦を受けなければならない。

3 「経営基盤強化資金（産業活性化資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象4又は5に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ知事の認定を受けなければならない。なお、必要に応じて事前に市町長の推薦を受けるものとする。

4 「経営基盤強化資金（おいでませ山口観光振興資金）」の融資を受けようとする者は、あらかじめ市町長、商工会議所等、中央会又は県観光連盟の推薦を受けなければならない。

5 「経営基盤強化資金（組合事業資金）」の融資を受けようとする者は、あらかじめ中央会の推薦を受けなければならない。

6 「創業・新事業展開支援資金（スタートアップ創出促進資金）」の融資を受けようとする者は、あらかじめ商工会議所等又は取扱金融機関店舗の推薦を受けなければならない。

7 「創業・新事業展開支援資金（事業承継支援資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象1（2）に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ事業承継・引継ぎ支援センターを設置する団体の長の推薦を受けなければならない。

8 「経営安定支援資金（経営安定資金）」のうち別表1に定める当該資金の融資対象1に該当する者として融資を受けようとするものは、中小企業信用保険法第2条第5項又は

第6項の規定に基づき、その住所地を管轄する市町長の認定を受けなければならない。

- 9 「経営安定支援資金(経営安定資金)」のうち別表1に定める当該資金の融資対象4(商工会議所等推薦分)に該当する者として融資を受けようとするものは、あらかじめ商工会議所等の指導を十分に受けるとともに、経営の危機を克服する見込みがあるものとして商工会議所等の長の推薦を受けなければならない。

なお、商工会議所等は、当該指導に際しては、保証協会、取扱金融機関等と密接な連絡をとるものとする。

- 10 前各項に規定する認定の申請又は推薦の依頼を受けた者は、関係機関への確認や調査を行う等適切な処理を行い、認定書又は推薦書を交付するものとする。

(融資の申込み)

第7条 制度融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を資金ごとにそれぞれ別表1の「申込先」の欄に掲げる申込先に提出しなければならない。

- (1) 認定書又は推薦書(前条に掲げる資金の融資申込の場合に限る。)
- (2) 事業税納税証明書(滞納がない旨の証明書)(写し可)
- (3) 保証付制度融資の申込みに当たっては、保証を行うについて保証協会が必要とする書類

(制度融資に対する取扱条件等－保証協会)

第8条 保証協会は、次の各号に定めるところにより、制度融資に係る信用保証を行わなければならない。

- (1) 信用保証に係る条件については、資金ごとにそれぞれ別表1の「融資条件」の欄に掲げる条件によること。
- (2) 取扱いに当たっては、一般業務との区別を明確にしておくこと。

(制度融資に対する取扱条件等－取扱金融機関)

第9条 取扱金融機関は、次の各号に定めるところにより、制度融資を行わなければならない。

- (1) 融資の条件については、資金ごとにそれぞれ別表1の「融資条件」の欄に掲げる条件によること。
- (2) プロパー制度融資を行うに当たっては、原則として信用保証を付すことを条件としてはならないこと。
- (3) 制度融資を行うに当たっては、歩積両建預金の条件を付してはならないこと。
- (4) 取扱いに当たっては、一般業務との区別を明確にしておくこと。

(融資を受けた者の遵守事項)

第10条 制度融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

(原資の預託方法)

第11条 県は、制度融資を行うため、予算の範囲内において原資を取扱金融機関に預託するものとする。

ただし、取扱金融機関の資格を喪失した金融機関については、資格を喪失した日以前に貸し付けた制度融資に係る原資について、当該金融機関に預託するものとする。

2 前項の原資の預託時期及び利息については、別に定めるものとする。

3 取扱金融機関に対する原資の預託期間は、前項の預託した日から当該年度の末日（知事が別に定めたときは、その期日）までとする。

（原資に対する取扱条件）

第 12 条 取扱金融機関は、制度融資に係る原資の預託を受けたときは、資金の種類ごとに預託金に別に定める協調倍率を乗じた金額以上の融資残高を保有するように努めなければならない。

（繰上償還）

第 13 条 知事は、制度融資を受けた者等がこの要綱に違反した場合には、取扱金融機関に対し、当該融資に係る資金に対する原資として預託した預託金の繰上償還を請求することができる。

2 取扱金融機関は、制度融資を受けた者が、前項の規定に該当する場合には、当該融資に係る資金の繰上償還を請求することができる。

（弾力運用）

第 14 条 知事は、この要綱の定めにかかわらず、経済環境の変化等の事由により制度融資の条件等について変更する必要があると認めたときは、保証協会、中央会及び取扱金融機関等と協議して変更することができる。

2 知事は、前項により変更した場合には、速やかに保証協会、中央会及び取扱金融機関等に通知するものとする。

（報告）

第 15 条 保証協会及び中央会並びにプロパー制度融資を行った取扱金融機関は、制度融資に係る毎月の保証又は融資の状況を山口県中小企業制度融資状況月報（別記第 1 号様式又は別記第 2 号様式）及び当月融資実行明細表（別記第 3 号様式）により、翌月 10 日までに知事に報告しなければならない。

（調査）

第 16 条 知事は、制度融資を受けた中小企業者等、保証協会、中央会又は取扱金融機関に対し必要な調査を行うことができる。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、なお必要な事項等は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

別表 1

資金の種類 区分		目 的	融 資 対 象	融 資 条 件								申込先	取扱金融機関	申込期間
				資金 使 途	融資限度額	融 資 利 率 ()内は責任共有制度 対象外の場合	保証料率	融 資 期 間 ()内は据置期間	償還 方法	保 証 人	担保			
経 営 基 盤	産 業 活 性 化 資 金	県内における産業の再生強化や生産量等の増加につながる積極的な投資、産業集積を活性化する大規模で先進的な投資などを行う中小企業者等に必要の事業資金を融通することにより、産業力の増強、商店街の振興、地域経済の活性化、都市機能の向上、魅力あるまちづくりの進展及び人口の定住促進を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 産業力の再生強化に資するものであり、投資効果が高く、生産性の向上に寄与すると認められる設備投資計画(経常利益の伸び率が3%以上、直近決算の経常利益が赤字の企業にあっては、概ね3年以内に経常利益を黒字化)を策定し、商工会議所等の推薦を受けたもの 2 個店の魅力化や経営の近代化等、まちづくりの観点から、次のいずれかに該当し、市町長の推薦を受けたもの (1) ショーウィンドー・看板・ブラインドの統一化や特色化等商店街のまちづくりに合わせた店舗の改装等を行おうとするもの (2) 商店街の空店舗を利用して事業を行おうとするもの (3) 空店舗とならないよう事業承継を行おうとするもの (4) テナントミックス実現のため業種転換等を行おうとするもの 3 最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高又は経常利益が前年同期に比べて2%以上増加しており、生産量又は販売量の増加につながる積極的な投資を行うもの 4 地域の中核中小企業が行う大規模で先進的な工場の整備等(3億円以上)であって、県内経済への波及効果が認められ、産業構造の転換・高度化、若者を中心とする人口の県内定住の促進に資する事業として、知事の認定を受けたもの 5 商業・サービス業等の大型設備投資(3億円以上)で、次のいずれかに該当し、知事が認定したもの (1) 中核都市等の形成に資するもの (2) その他、市町長が推薦するもの	運転 設備	千円 融資対象の1、2及び3 280,000 〔ただし、運転は50,000を限度とする。〕 融資対象の4及び5 500,000 〔ただし、運転は50,000を限度とする。〕	年% 融資対象の1 5年以内 2.3(2.1) 5年超10年以内 2.4(2.2) 10年超 2.6(2.4) 融資対象の2、3、4及び5 5年以内 2.7(2.5) 5年超10年以内 2.8(2.6) 10年超 3.0(2.8) 〔融資対象の4及び5のうち保証無の場合は 5年以内 2.8 5年超10年以内 2.9 10年超 3.1〕	保証付きの場合は別表2のとおり	融資対象の1、2及び3 運転 5 (1) 設備 15 (2) 融資対象の4及び5 運転 5 (1) 設備 20 (2)	月賦	保証付の場合は、保証協会の定めるところによる。 保証無の場合は、取扱金融機関の定めるところによる。	必要に応じて徴求する。	取扱金融機関	融資対象の1、2及び3 各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合 融資対象の4及び5 原則として、県内に本店を有する各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～3月31日
	経営者保証 免除 促進資金	経営者保証を提供しないことを希望する際に生じる「保証料の上乗せ分」の負担を軽減し、中小企業者の思い切った事業展開を促進する。 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を活用するもの	信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望しており、かつ、次のいずれにも該当する法人である中小企業者等 ※ 法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」)の決算がない中小企業者は1、2及び3、設立事業年度の次の事業年度の決算がない中小企業者は3の申込人資格要件は問わない 1 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」)以前2年間(法人の設立日から起算して2年間に満たない場合はその期間)において、決算書等を金融機関の求めに応じて提出している 2 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(※1)への貸付金その他の金銭債権(※2)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(※1)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない 3 次の両方又はいずれかを満たす ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でない ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でない 4 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出している ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出する ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(※1)への貸付金その他の金銭債権(※2)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(※1)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えない ※1 代表者に準ずる者を含む ※2 当該中小企業者の事業実施に必要なもの及び少額のものを除く	運転 設備	80,000 〔ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の規定に基づき市町長の認定を受けたものは、別に80,000〕	5年以内 2.3(2.1) 5年超 2.4(2.2)	別表2のとおり	10 (1)	月賦	不要	不要	取扱金融機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～3月31日

区 分 資金の 種類		目 的	融 資 対 象	融資条件								申込先	取扱金融機関	申込期間
				資金 使途	融資限度額	融 資 利 率 ()内は責任共有制度 対象外の場合	保証料率	融 資 期 間 ()内は据置期間	償還 方法	保 証 人	担保			
創 業 ・ 新 事 業 展 開 支 援 資 金	事業承継 支援資金	事業承継に必要な資金を融通することにより、地域経済の活性化や地域雇用の確保を図る。 融資対象の2は、事業承継特別保証（全国統一保証制度）を活用するもの 融資対象の4は、経営承継借換関連保証（全国統一保証制度）を活用するもの	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 中小企業者の経営を承継するもののうち、以下の(1)又は(2)に該当するもの (1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けたもの（同条同項第1号ハ並びにニの規定に係るものを除く） (2) 事業承継・引継ぎ支援センター設置団体の長の推薦を受けたもの 2 中小企業者の経営を承継するもののうち、以下の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当するもの (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④までの要件をすべて満たすこと ① 資産超過であること ② EBITDA 有利子負債倍率〔(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)〕が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと 3 中小企業者の経営を承継するもののうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ハの規定による認定を受けたもの 4 中小企業者の経営を承継するもののうち、以下のいずれにも該当するもの (1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ニの規定による認定を受けたもの (2) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (3) 次の①から④までの要件をすべて満たすこと ① 資産超過であること ② EBITDA 有利子負債倍率〔(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)〕が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと	運転 設備	千円 200,000	年％ 融資対象の1、 3及び4 5年以内 2.3(2.1) 5年超 2.4(2.2)	年％ 別表2の とおり	年以内 融資対象の 1及び3 10 (2) 融資対象の 2及び4 10 (1)	月賦	融資対象の 1 保証協会の 定めるところによる。 融資対象の 2、3及び4 不要	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	D X 対 応 支 援 資 金	D X 推進に取り組む中小企業者等に必要な事業資金を融通し、地域経済の活力維持・活性化及び生産性向上を推進する。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 デジタル技術（I o Tクラウドサービス、5 G、A I 等）を活用し、省人化・省力化や生産性向上に取り組むもの 2 国、県または市町が交付する補助金を活用し、D X 推進に取り組むもの	運転 設備	100,000 〔ただし、運転は 50,000 を限度とする。〕	5年以内 2.3(2.1) 5年超 2.4(2.2)	別表2の とおり	10 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	ビジネス モデル 再 構 築 支 援 資 金	厳しい経営環境に直面しながらも、今後の経済社会に対応していくため、中小企業者等の業態転換や事業多角化、事業再構築などの事業再構築の積極的な取り組みを後押しし、成長を促進する。	次の1から3までのいずれかを満たす意欲ある中小企業者等及び次の4から6までのいずれかに該当する意欲ある特定事業者 ■ 業態転換や事業多角化など事業再構築促進関連【中小企業者等】 1 国や県、市町が交付する補助金等（事業再構築補助金やものづくり補助金などを活用しての業態転換等新たな事業に取り組むもの）のつなぎ資金や継ぎ足し資金 2 現在行っている事業を継続しつつ、原材料、生産技術、用途、販路、機能、性能などの転換など、新たな事業に取り組むもので、経営の生産性や付加価値の向上につながる経営行動に係る計画、又は現在行っている事業を廃止・縮小し、新たな事業に取り組むもので、経営の生産性や付加価値の向上につながる経営行動に係る計画を作成したもの 3 S D G s の趣旨に沿った「持続可能な社会づくり」に貢献する事業再構築（融資対象1から3までのいずれか）につながる取組で経営行動に係る計画を作成したもの ■ 付加価値・生産性向上による企業の成長促進関連【特定事業者】 4 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域経済牽引事業を実施するもの（要綱第2条第3号ア、ウ又はエに該当する特定事業者） 5 中小企業等経営強化法第14条第1項に規定する承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を実施するもの（要綱第2条第3号ア、イ又はエに該当する特定事業者） 6 中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する認定経営力向上計画に従って、経営力向上に係る事業を実施するもの（要綱第2条第3号ア、イ又はエに該当する特定事業者）	運転	100,000	5年以内 2.3(2.1) 5年超 2.4(2.2)	別表2の とおり	10 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	海外 ビジネス 展 開 支 援 資 金	経済成長が著しいアジア地域等において、海外市場を開拓しその需要を取り込むためのビジネスを円滑に展開する事業資金を融通し、中小企業者等の活力ある成長及び発展を図る。	海外市場販路拡大等事業計画書に基づき、輸出入商談会への参加、国内外展示会及び国際博覧会への出展、海外での営業活動、海外販売コーナーの設置、事業化可能性調査等、海外市場販路開拓及び拡大等のために資金を必要とする中小企業者等	運転	10,000	2.3(2.1)	別表2の とおり	5 (1)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日

区 分 資金の 種類		目 的	融 資 対 象	融資条件								申込先	取扱金融機関	申込期間
				資金 使途	融資限度額	融 資 利 率 ()内は責任共有制度 対象外の場合	保証料率	融 資 期 間 ()内は据置期間	償還 方法	保 証 人	担保			
小規模企業 支援資金	小規模企業 支 援 資 金	小規模企業者が 必要とする長期資 金の融通を円滑に して、企業経営の安 定強化及び合理化 を図る。	小規模企業者のうち、健全な経営の維持発展が見込まれるもの	運転 設備	千円 40,000 〔ただし、中小企業信 用保険法第2条第 5項第5号の規定 に基づき市町長の 認定を受けたもの は80,000を限度と する。〕	年％ 5年以内 2.3(2.1) 5年超 2.4(2.2)	年％ 別表2の とおり	年以内 10 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	小規模企業 支 援 小 口 資 金 〔責任共有〕 制 度 対 象 外 (資 金)	小口零細企業保 証(全国統一保証制 度)を活用し、小規 模企業者が必要と する小口の資金を 融通することにより、 企業経営の安定強化 及び合理化を図る。	健全な経営の維持発展が見込まれる小規模企業者であって、既存の 保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計 で2,000万円以下となるもの	運転 設備	20,000	5年以内 (2.1) 5年超 (2.2)	別表2の とおり	10 (1)	月賦 又は 一括	保証協会の 定めるところによる。	原則 不要	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	短 期 サ ポ ー ト 資 金	小規模企業者等 及び中小企業者の 一時的な資金需要 に対応する短期運 転資金を融通する ことにより、小規模 企業者等及び中小 企業者の経営の安 定を図る。	商品仕入、諸決済(支払手形、買掛金又は未払金の決済)又は賞与 支給等のため、一時的に資金を必要とする小規模企業者等及び中小企 業者	運転	8,000 〔ただし、 不況業種は10,000、 組合は48,000 を限度とする。〕	2.6(2.4) 〔保証無の場合は 2.7〕	保証付き の場合は 別表2の とおり	6月	月賦 又は 一括	保証付の場 合、保証協会 の定めると ころによる。 保証無の場 合、取扱金融 機関の定め るところによ る。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
経 営 安 定 支 援 資 金	経 営 安 定 資 金	取引先の倒産、事 業活動の制限、取引 金融機関の破綻、自 然災害等によって 経営の安定に支障 を生じている中小 企業者等や、倒産 のおそれのある中 小企業者等で経営 的に再建の見込み のあるものに長期 資金を融通するこ とにより、経営の 安定及び倒産の回 避を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定に基づき、そ の住所地を管轄する市町長の認定を受けたもの 2 災害等突発的な事態の生起又は社会的・経済的環境の急激な変化 により経営の安定に支障を生じているもの 3 指定再生手続開始申立等事業者に債権を有する関連中小企業者 等であって当該債権の回収が困難なため経営の安定に支障を生じ ているもの 4 経営の安定に支障を生じた中小企業者で、経営の危機を克服する 見込みがあるものとして商工会議所等の長の推薦を受けたもの	運転 設備	80,000	5年以内 2.3(2.1) 5年超 2.4(2.2)	別表2の とおり	10 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。 〔融資対象 3及び4は 原則不要〕	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	経 営 支 援 特 別 資 金	経済的環境の変 化により、売上げ の減少等業況悪化を 来しているが、中長 期的にはその業況 が回復し発展する ことが見込まれる 中小企業者等の資 金調達を円滑にし、 経営基盤の強化を 支援する。	次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者等 1 最近の経済的環境の変化により、経営の安定に支障を生じてお り、次のいずれかの要件に該当すること。 (1) 最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高が前年同期に比 して5%以上減少していること。 (2) 最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高が前年同期の売 上高に比して減少しており、直近決算において経常利益ペース で赤字であること。 2 経営合理化等により、今後3年以内に売上高又は経常利益の回復 が見込まれること。	運転 設備	80,000	5年以内 2.3(2.1) 5年超 2.4(2.2)	別表2の とおり	10 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	原油価格・ 物 価 高 騰 対 応 資 金	原油価格や物価 の高騰で、事業活動 に影響を受けてい る中小企業者等の 資金需要に対応し た資金を融通する ことにより、経営 の安定及び倒産の回 避を図る。	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 原油・原材料高騰や必要な物資の供給制限の影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益(粗利益)の合計額が、前年同期 又は令和2年1月以前の直近同期の合計額に比べて5%以上減少していること 2 原油・原材料高騰や必要な物資の供給制限の影響により、最近1か月の売上高又は売上総利益(粗利益)が、前年同期又は令和 2年1月以前の直近同期と比べて5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高又は売上総利益(粗利益)の 合計額が、前年同期又は令和2年1月以前の直近同期の合計額に比べて5%以上減少見込であること	運転 設備	80,000	5年以内 2.3(2.1) 5年超 2.4(2.2)	別表2の とおり	10 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日

区 分 資金の 種類		目 的	融 資 対 象	融資条件								申込先	取扱金融機関	申込期間
				資金 使途	融資限度額	融 資 利 率 ()内は責任共有制度 対象外の場合	保証料率	融 資 期 間 ()内は据置期間	償還 方法	保 証 人	担保			
経 営 安 定 支 援 資 金	賃金引上げ・ 価 格 転 嫁 支 援 資 金	原油価格や物価 の高騰に加え、最低 賃金引上げによる コストの上昇を背 景に、中小企業者が 賃上げ・価格転嫁等 に円滑に取り組め るよう、資金を融通 し経営の安定を図る。	次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者等 1 雇い入れ後6月を経過した労働者の最も低い時間当たりの賃金 を3%以上引き上げること。なお、国の補助金の交付を受け、賃金 の引上げに取り組む場合は、雇い入れ後6月を経過した労働者の 3%以上の賃金の引上げとみなす。 2 賃金の引上げの原資を確保するため、製品・サービスの価格転嫁 に取り組むこと。	運転 設備	千円 80,000	年% 5年以内 2.3(2.1) 5年超 2.4(2.2)	年% 別表2の とおり	年以内 10 (2)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	経営改善・ 再 生 支 援 資 金 〔協調支援枠〕	中小企業の経営 の安定や事業の発 展など多岐にわた る経営課題解決へ の取組を支援する。 協調支援型特別 保証(全国統一保証 制度)を活用するもの	以下のいずれかに該当する中小企業者等 1 本資金融資額の1割以上(期間1年以上)のプロパー融資を同時 に受けるもの 2 金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画 の実行及び進捗の報告を行うもの	運転 設備	280,000	5年以内 2.3 5年超 2.4	別表2の とおり	運転 10 (1) 設備 10 (3)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	経営改善・ 再 生 支 援 資 金 〔経 営 力 強 化 枠〕	中小企業の経営 の安定や事業の発 展など多岐にわた る経営課題解決へ の取組を支援する。 経営力強化保証 (全国統一保証制 度)を活用するもの	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、自ら事 業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等	運転 設備	280,000	5年以内 2.3 5年超 2.4	別表2の とおり	運転 5 (1) 設備 7 (1) 既往の保証付 き借入金を借 り換える場合 10 (1)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
	経営改善・ 再 生 支 援 資 金 〔経 営 改 善 サポート枠〕	中小企業の経営 の安定や事業の発 展など多岐にわた る経営課題解決へ の取組を支援する。 経営改善サポ ート保証(経営改善・ 再生支援強化型) (全国統一保証制 度)を活用するもの	以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が 成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して 計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 2 認定支援機関(山口県中小企業活性化協議会及び産業復興相談センター)の指導又は助言を受けて 作成された事業再生の計画 3 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 4 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 5 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 6 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 7 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 8 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債 務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は同法第20条に規定 する決定において特定されたもの 9 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 10 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業 有限責任組合が策定を支援した再建計画 11 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 12 中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援 事業によって策定を支援した事業再生の計画	運転 設備	280,000	5年以内 2.3(2.1) 5年超10年以内 2.4(2.2) 10年超 2.6(2.4)	別表2の とおり	15 (3)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日
金	経営改善・ 再 生 支 援 資 金 〔モニタリング 強 化 枠〕	中小企業の経営 の安定や事業の発 展など多岐にわた る経営課題解決へ の取組を支援する。 モニタリング強 化型特別保証(全国 統一保証制度)を活 用するもの	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰 り状況等を把握し、経営状況等の報告を行う中小企業者等 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、 申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関における プロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る	運転 設備	280,000	5年以内 2.3 5年超 2.4	別表2の とおり	運転 10 (1) 設備 10 (3)	月賦	保証協会の 定めるところによる。	必要に応 じて徴求 する。	取扱 金融 機関	各銀行、各信用金庫、各信用組 合、商工組合中央金庫、山口県 信用農業協同組合連合会、山 口県農業協同組合	4月1日～ 3月31日

※ 融資期間が10年を超える資金について、中小企業者等は借入時に10年を超える時点での金利見直しを選択できる。

別表 2（保証料率）

保 証 料 率

- 1 信用保証が中小企業信用保険法（以下この表において「法」という。）第3条第1項に規定する普通保険、法第3条の2第1項に規定する無担保保険及び法第3条の10第1項に規定する特定社債保険に係るもの（保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合を除く。）として表1に定める信用保証料率を適用する。また、「事業承継支援資金（融資対象の2及び4）」については、中小企業活性化協議会により事業承継計画及び財務内容その他経営の状況の確認を受けた場合は、表2に定める信用保証料率を適用する。

「経営改善・再生支援資金（協調支援枠）（融資対象の1）」については、表3に定める信用保証料率を適用する。この時、同表に掲げる率に相当する額を県及び国が補助し、事業者実質負担は、同表の下欄に定める信用保証料率とする。

「経営改善・再生支援資金（協調支援枠）（融資対象の2）」については、表4に定める信用保証料率を適用する。この時、同表に掲げる率に相当する額を県及び国が補助し、事業者実質負担は、同表の下欄に定める信用保証料率とする。

「経営改善・再生支援資金（経営改善サポート枠）」については、表5に定める信用保証料率を適用する。経営者保証免除対応を適用する場合は、0.20%を上乗せする。この時、同表に掲げる率に相当する額を県及び国が補助し、事業者実質負担は、同表の下欄に定める信用保証料率とする。

「経営改善・再生支援資金（モニタリング強化枠）」については、表6に定める信用保証料率を適用する。この時、同表に掲げる率に相当する額を県及び国が補助し、事業者実質負担は、同表の下欄に定める信用保証料率とする。

中小企業の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定めるところにより算出される保険事故の発生率に応じて保証協会が適用した区分に応じた保証料率
〔表1〕 (単位：年%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.45	1.34	1.19	1.03	0.88	0.77	0.61	0.46	0.34
責任共有外保証料率	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40

＜「事業承継支援資金（融資対象の2及び4）」において、中小企業活性化協議会の確認を受けた場合＞
〔表2〕 (単位：年%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	0.70	0.59	0.49	0.38	0.33	0.27	0.21	0.16	0.09

<経営改善・再生支援資金（協調支援枠）（融資対象の１）>

[表３]

(単位：年%)

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補 助	県	0.45	0.41	0.36	0.32	0.27	0.23	0.19	0.14	0.11
	国	0.63	0.58	0.51	0.45	0.38	0.33	0.26	0.20	0.15
事業者実質負担		0.82	0.76	0.68	0.58	0.50	0.44	0.35	0.26	0.19

<経営改善・再生支援資金（協調支援枠）（融資対象の２）>

[表４]

(単位：年%)

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補 助	県	0.45	0.41	0.36	0.32	0.27	0.23	0.19	0.14	0.11
	国	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者実質負担		0.98	0.91	0.81	0.70	0.60	0.52	0.41	0.31	0.23

<経営改善・再生支援資金（経営改善サポート枠）>

[表５]

(単位：年%)

責任共有制度区分		責任共有対象外		責任共有対象	
経営者保証免除対応		適用する	適用しない	適用する	適用しない
信用保証料率		1.20	1.00	1.00	0.80
補 助	県	0.15	0.15	0.15	0.15
	国	0.80	0.60	0.60	0.40
事業者実質負担		0.25			

<経営改善・再生支援資金（モニタリング強化枠）>

[表６]

(単位：年%)

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補 助	県	0.45	0.41	0.36	0.32	0.27	0.23	0.19	0.14	0.11
	国	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者実質負担		0.50	0.47	0.42	0.36	0.31	0.27	0.21	0.16	0.12

- ２ 信用保証が法第３条第１項に規定する普通保険、法第３条の２第１項に規定する無担保保険及び法第３条の１０第１項に規定する特定社債保険に係るもの（保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合に限る。）

(単位：年%)

区 分	信用保証料率
責任共有保証料率	0.88
責任共有外保証料率	1.08

3 信用保証が上記1及び2以外の保険に係るもの

保証種別に応じた保証料率 (単位：年%)

保 証 種 別	信用保証料率
災 害 関 係 保 証	0.65
特別小口保険に係る保証 ^{注2}	0.65
経 営 安 定 関 連 保 証	0.65
創 業 関 連 保 証 ^{注3}	0.65
再 挑 戦 支 援 保 証	0.65
そ の 他 の 保 証	保証協会所定の保証料率－0.15% (ただし、下限を0.65%とする。)

注1) 上記1～3の保証料率については、いずれも融資額（貸付金額）に対する年率（%）。

注2) 特別小口保険に係る保証の保証料率については、特定非営利活動法人の場合、0.56%（責任共有制度対象）。

注3) 創業関連保証のうちスタートアップ創出促進保証を適用する場合は、0.20%を上乗せする。

注4) 事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となる保証の保証料率については、同制度要綱に基づき、0.25%又は0.45%を上乗せする。ただし、経営者保証免除促進資金に限り、0.05%に相当する額を国が補助し、事業者実質負担は年0.54%から2.16%とする。

別記様式

第1号様式（保証協会用）

山口県中小企業制度融資状況月報（令和 年度 月分）

山口県信用保証協会
(金額 単位：千円)

資金の種類	保証 承諾 年度	前月末保証 債務残高(A)		区 分	保 証 申 込		保 証 承 諾		融資実行(B)		償 還(C)		代位弁済(D)		当月末保証 債務残高(E)	
		件数	金 額		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												

(注) (A) + (B) - (C) - (D) = (E)

第2号様式（金融機関及び中央会用）

山口県中小企業制度融資状況月報（令和 年度 月分）
（金融機関名 ）
（金額 単位 千円）

資金の種類	前月末融資残高 (A)		区分	融資申込		融資実行 (B)		償還 (C)		当月末融資残高 (D)		備考
	件数	金 額		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
			当月中									
			年度中									
			当月中									
			年度中									
			当月中									
			年度中									

（注）1. (A) + (B) - (C) = (D)

2. 経営基盤強化資金(組合事業資金)において、チケット事業協同組合と他の組合に係る貸付はそれぞれ区分して記入すること。

第3号様式（保証協会、金融機関及び中央会共通）

当 月 融 資 実 行 明 細 表

資金の種類	業種	企業名	資本金 (千円)	従業員数	所在 市町	申込金額 (千円)	融資金額 (千円)	資金使途	融資期間 (据置)	信用保証 の有無	備考

（注） 1. 業種は、日本標準産業分類の中分類で記載すること。

2. 資金使途は、運転、設備又は運転・設備と記載すること。

3. 融資期間は月単位で記載すること。

4. 当月中に融資実行したものについて記載すること。

山口県中小企業制度融資取扱要領

(令和8年4月1日 令8経営金融第2号)

この要領は、山口県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、山口県中小企業制度融資の取扱いについて資金ごとに必要な事項を定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

資 金 名		融 資 対 象 ・ 資 金 使 途 に 係 る 具 体 的 内 容	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等
経 営 基 盤 強 化 資 金	産業活性化 資 金	要綱別表1の同融資対象欄に規定する「大規模で先進的な工場の整備等であって、県内経済への波及効果が認められ、産業構造の転換・高度化、若者を中心とする人口の県内定住の促進に資する事業として、知事の認定を受けたもの」とは、投資規模が3億円以上のもので、以下の1から4のいずれかに該当するもののうち知事が認定したものとする。 - 工場新設等を行い、受・発注、雇用の拡大等を図ることにより、県内経済への波及効果が見込まれるもの - 新たな技術や新製品の開発等を目的とした工場の新設等を行うことにより、産業構造の転換・高度化に資するもの - 快適な労働環境の提供や、地域環境との調和を目的とした工場新設等を行うことにより、若者等の県内定住の促進に資するもの - その他、上記1～3の趣旨に基づき、適当と判断されるもの	要綱第6条第1項に規定する商工会議所等への推薦依頼書は別記第1－1号様式によるものとする。 要綱第6条第2項に規定する市町長への推薦依頼書は別記第1－2号様式によるものとする。 産業活性化資金（融資対象3）の融資を受けようとする中小企業者等は「産業活性化資金（融資対象3）対象要件申告書」（別記第1－3号様式）を提出するものとする。 要綱第6条第3項に規定する知事の認定等に係る手続きは次のとおりとする。 - 産業活性化資金の認定を受けようとする中小企業者等は「産業活性化資金（融資対象4、5）認定申請書」（別記第1－4－1号様式）及び事業税納税証明書（滞納がない旨の証明書）各1部を取扱金融機関に提出するものとする。 - 取扱金融機関は、認定申請書の提出があり当該融資が適当であると認めたときは、「産業活性化資金（融資対象4、5）融資意見書」（別記第1－4－2号様式）に当該認定申請書及び事業税納税証明書を添付して、県経営金融課に提出するものとする。 また、取扱金融機関は、必要に応じて「産業活性化資金（融資対象4、5）推薦依頼書」（別記第1－4－3号様式）に認定申請書、融資意見書及び事業税納税証明書を添付して、市町長に提出するものとする。 - 市町長は、融資対象として適当であると認め、推薦したときは「産業活性化資金（融資対象4、5）融資推薦書」（別記第1－4－4号様式）に認定申請書、融資意見書及び事業税納税証明書を添付して、県経営金融課に提出するものとする。 - 知事（経営金融課）は、融資対象として認定したときは、「産業活性化資金（融資対象4、5）融資認定書」（別記第1－4－5号様式）により申請者に通知し、「産業活性化資金（融資対象4、5）融資推薦書」（別記第1－4－6号様式）により取扱金融機関に推薦するものとする。

資 金 名		融 資 対 象 ・ 資 金 使 途 に 係 る 具 体 的 内 容	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等
経 営 基 盤 強 化 資 金	経営者保証 免 除 促進資金		経営者保証免除促進資金の融資を受けようとする中小企業者等は、中小企業庁が規定する事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書を提出するものとする。
	脱炭素経営 未来投資 応援資金		脱炭素経営未来投資応援資金の融資を受けようとする中小企業者等は「脱炭素経営未来投資事業計画書」(別記第2号様式)を提出するものとする。
	雇用創出 支援資金		雇用創出支援資金の融資を受けようとする中小企業者等は「雇用創出支援資金対象要件申告書」(別記第3号様式)を提出するものとする。
	若年者雇用 促進資金		若年者雇用促進資金の融資を受けようとする中小企業者等は「若年者雇用促進資金対象要件申告書」(別記第4号様式)を提出するものとする。
	女性活躍 応援 資金	融資対象は以下の1から3のいずれかに該当するものとする。 1 職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備 2 男性が育児参加しやすい雇用環境づくり 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画の実施等のための取組	要綱別表1の同融資対象欄に規定する女性活躍促進事業計画書は 別記第5号様式 によるものとし、資金使途が左記の3の場合に限り提出するものとする。
	おいでませ 山口 観光振興 資金	融資対象欄の1に規定する「観光施設」とは、以下の1から6のいずれかに該当するものとする。 1 宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営むための施設（下宿営業、カーテル、モーテルその他これに類するものを除く。）） 2 宿泊施設における防災施設（消防法（昭和23年法律第186号）第17条に規定する消防の用に供する施設） 3 交通施設 (1) 観光バス、観光タクシー（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業に使用する自動車で、専ら観光客の用に供するもの）、遊覧船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業に使用する船舶で、専ら観光客の遊覧の用に供するもの） (2) 観光用索道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第5項に規定する索道事業で、専ら観光客の運送を目的とするもの）	要綱第6条第4項に規定する市町長、商工会議所等、中央会又は県観光連盟への推薦依頼書は 別記第6号様式 によるものとする。

資 金 名		融 資 対 象 ・ 資 金 使 途 に 係 る 具 体 的 内 容	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等
経 営 基 盤 強 化 資 金		(3) 駐車場（有効面積が500㎡以上の駐車場で、主として観光客の利用に供するもの） 4 温泉利用施設（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条に規定する温泉の利用施設で、温泉プール、温泉利用の植物園等、主として観光客の利用を目的とするもの（公衆浴場等主として観光客以外の利用が予測されるものを除く。）） 5 観光客接遇施設（休息施設（併設された食堂又は売店を含む。）、観光土産品販売所（専ら観光土産品を販売し、かつ売り場面積が50㎡以上のもの）、その他観光客の接遇に必要な施設） 6 レジャーセンター、飲食店、その他観光の振興に資すると認められるもの	
	防災・減災 対 策 支 援 資 金		防災・減災対策支援資金の融資を受けようとする中小企業者等は「防災・減災対策支援資金対象要件申告書」（ 別記第7号様式 ）を提出するものとする。
	組合事業 資 金	組合事業資金の融資の対象となる組合は、以下のいずれかに該当する組合とする。 1 山口県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に加入している組合 2 上記1以外の組合で中央会が特に認めたもの	要綱第6条第5項に規定する中央会の推薦等にかかる手続きは次のとおりとする。 1 組合事業資金の推薦を受けようとする組合は、中央会に借入れを希望する日の7日前までに「組合事業資金推薦依頼書」（ 別記第8－1号様式 ）を1部提出するものとする。 2 中央会は、組合から組合事業資金推薦依頼書の提出があったときは、当該組合について、推薦に必要な調査を行うものとする。 3 中央会は、推薦すべきものと決定したときは、推薦依頼組合に対し「組合事業資金推薦書」（ 別記第8－2号様式 ）を交付するものとする。 4 取扱金融機関は、組合事業資金推薦書の交付を受けた組合が融資の申込みをしたときは、推薦金額の範囲内で融資の可否を決定するものとする。 5 取扱金融機関は、融資の決定を行ったときは、中央会に対し、その旨を通知するものとする。 6 中央会と取扱金融機関とは、連携を密にして、組合事業資金の運用について支障のないように努めなければならない。 7 上記1から6に規定するもののほか、なお必要な事項は、中央会、取扱金融機関及び県とで協議の上、決定するものとする。

資 金 名		融 資 対 象 ・ 資 金 使 途 に 係 る 具 体 的 内 容	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等								
創 業 ・ 新 事 業 展 開 支 援 資 金	ス タ ー ト ア ッ プ 創 出 促 進 資 金	事業経営上、許認可等が必要とされている場合には許認可等を保証 申込人名義により原則として取得していること、または許認可等の取 得が確実である見通しがあることが必要である。	要綱別表 1 の同融資対象欄に規定する商工会議所等又は取扱金融機関 店舗から事業計画についての推薦を受けて融資を受ける場合の融資推薦 書は、下表によるものとする。 <table><tr><td>区分</td><td>様式</td></tr><tr><td>創業関連保証</td><td>第 9 号様式及び第 10－ 1 号様式（又は第 10－ 2 号様式）</td></tr><tr><td>再挑戦支援保証</td><td>第 9 号様式、第 11－ 1 号様式及び第 11－ 2 号様式</td></tr><tr><td>スタートアップ 創出促進保証</td><td>第 9 号様式及び第 12 号様式</td></tr></table>	区分	様式	創業関連保証	第 9 号様式及び第 10－ 1 号様式（又は第 10－ 2 号様式）	再挑戦支援保証	第 9 号様式、第 11－ 1 号様式及び第 11－ 2 号様式	スタートアップ 創出促進保証	第 9 号様式及び第 12 号様式
	区分	様式									
	創業関連保証	第 9 号様式及び第 10－ 1 号様式（又は第 10－ 2 号様式）									
	再挑戦支援保証	第 9 号様式、第 11－ 1 号様式及び第 11－ 2 号様式									
	スタートアップ 創出促進保証	第 9 号様式及び第 12 号様式									
事 業 承 継 支 援 資 金	事業経営上、許認可等が必要とされている場合には許認可等を保証 申込人名義により原則として取得していること、または許認可等の取 得が確実である見通しがあることが必要である。	要綱別表 1 の同融資対象欄に規定する事業承継・引継ぎ支援センター設 置団体の長の推薦を受けて融資を受ける場合の融資推薦書等は別記第 13－ 1 号様式及び第 13－ 2 号様式によるものとする。									
D X 対 応 支 援 資 金		D X 対応支援資金の融資を受けようとする中小企業者等は「D X 対応支 援資金に関する事業計画書」（別記第 14 号様式）を提出するものとする。									
ビ ジ ネ ス モ デ ル 再 構 築 支 援 資 金		要綱別表 1 の同融資対象欄 2 又は 3 に規定する経営行動に係る計画書 は別記第 15 号様式によるものとする。									
海 外 ビ ジ ネ ス 展 開 支 援 資 金		要綱別表 1 の同融資対象欄に規定する海外市場販路拡大等事業計画書 は別記第 16 号様式によるものとする。									
経 営 安 定 支 援 資 金	経 営 安 定 資 金	要綱第 6 条第 9 項に規定する商工会議所等の長への推薦依頼書は別記第 17 号様式によるものとする。									
	経 営 支 援 特 別 資 金	経営支援特別資金の融資を受けようとする中小企業者等は「経営支援特 別資金対象要件申告書」（別記第 18 号様式）を提出するものとする。									
	原 油 価 格 ・ 物 価 高 騰 対 応 資 金	原油価格・物価高騰対応資金（融資対象 1）の融資を受けようとする中小 企業者等は「原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書」（別記第 19 － 1 号様式又は第 19－ 2 号様式）を提出し、（融資対象 2）の融資を受けよ うとする中小企業者等は「原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書」 （別記第 19－ 3 号様式又は第 19－ 4 号様式）を提出するものとする。									

資 金 名		融 資 対 象 ・ 資 金 使 途 に 係 る 具 体 的 内 容	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等
経 営 安 定 支 援 資 金	賃金引上げ ・ 価格転嫁 支 援 資 金		賃金引上げ・価格転嫁支援資金の融資を受けようとする中小企業者等は「賃金引上げ・価格転嫁事業計画書」(別記第20号様式)を提出するものとする。
	経 営 改 善 ・ 再 生 支 援 資 金 (協調支援枠)		経営改善・再生支援資金(協調支援枠)の融資を受けようとする中小企業者等は、中小企業庁が制定した協調支援型特別保証制度要綱に基づき必要な書類を提出するものとする。
	経 営 改 善 ・ 再 生 支 援 資 金 (経営力 強化枠)		経営改善・再生支援資金(経営力強化枠)の融資を受けようとする中小企業者等は、中小企業庁が制定した経営力強化保証制度要綱に基づき必要な書類を提出するものとする。
	経 営 改 善 ・ 再 生 支 援 資 金 (経営改善 サポート枠)		経営改善・再生支援資金(経営改善サポート枠)の融資を受けようとする中小企業者等は、中小企業庁が制定した事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度要綱に基づき必要な書類を提出するものとする。
	経 営 改 善 ・ 再 生 支 援 資 金 (モニタリング 強化枠)		経営改善・再生支援資金(モニタリング強化枠)の融資を受けようとする中小企業者等は、中小企業庁が制定したモニタリング強化型特別保証制度要綱に基づき必要な書類を提出するものとする。

関 係 書 式 集

山口県中小企業制度融資取扱要領で定めた推薦や認定等に係る関係書式を取りまとめています。

<第1-1号様式>

産業活性化資金（融資対象1）推薦依頼書

令和 年 月 日

商 工 会 会 長
商 工 会 議 所 会 頭 様
山口県商工会連合会会長

所 在 地
企 業 名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

このたび産業活性化資金の融資を受けたいので、推薦くださるよう、必要書類を添えて
依頼いたします。

記

1 企業の概要

(1) 設立年月日 年 月 日

(2) 資本金額及び従業員数（個人、特定非営利活動法人の場合は従業員数のみ）

万円 人

(3) 主たる事業の内容

① 業種

② 主要製品、業務内容等

2 設備投資計画

整備する施設・設備の名称	
施設・設備の所在地	
新設・増設・移転等の別	
設備投資の目的等	[目的] [製造品目（主要なもの）、事業内容等] [年間の生産数量及び生産額等]
設備投資の内容	[具体的内容] <参考>※具体的内容において、記載済みの項目は省略可 ・ 土地 ・ 建物（付属設備を含む） ・ 機械設備 ・ 予定工期 着工 年 月 日 ～ 完了 年 月 日 ・ 営業等開始予定年月日： 年 月 日

注) 見積書等参考となるものを添付

3 収支見込

(単位 千円)

決算期 項目		3期前実績(a)※	2期前実績(b)※	前期実績(c)	今年度見込	計画期間内の1期(d)※	計画最終年度
		/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /
①	売上高						
②	売上原価(仕入高)						
③	売上総利益(①-②)						
④	人件費						
	地代・家賃						
	減価償却費(A)						
	その他						
	経費(計)						
⑤	営業利益(③-④)						
⑥	営業外収益						
⑦	営業外費用						
⑧	経常利益(⑤+⑥-⑦)						
⑨	当期利益						
⑩	返済財源((A)+⑨)						
⑪	借入金額						
⑫	借入累計額						
⑬	借入金返済額						
⑭	借入金残高(⑫-⑬)						

※ 前期実績(c)の⑧経常利益が赤字の場合

3期前実績(a)及び2期前実績(b)欄を記載のこと。

概ね3年以内の経常利益が黒字化する計画期間内の1期(d)について、記載すること。

4 資金計画

(1) 運用

項目	金額
	千円
	千円
	千円
	千円
	千円
計	千円

(2) 調達

項目	金額
当資金	千円
他からの借入	千円
自己資金	千円
	千円
その他	千円
計	千円

5 当資金の希望内容

(1) 借入金額	運転資金 千円	設備資金 千円
(2) 借入期間	運転資金 年(うち据置 月)	設備資金 年(うち据置 月)
(3) 借入予定時期	令和 年 月 日	

一致

6 設備投資の効果等

(1) 具体的効果

※産業力の再生強化の観点から、県内企業との取引や売上高の増大、経営の合理化等について記入してください。

<参考>事業計画： 年 月 日～ 年 月 日

	現状（前期実績）	計画終了時（年度）
県内の取引企業数	社	社
売上高	千円	千円
原価（仕入・製造等）	千円	千円
常用雇用者数（期末）	人	人

(2) 「生産性の向上」に係る指標

（単位 千円）

指標	現状(c) [前期実績]	計画実施後(d) [計画期間内の1期]	伸び率(d/c) [%]
経常利益※1			

≥103.0%

※1 個人事業者、特定非営利活動法人の場合は、「収入金額から売上原価と経費を差し引いた金額」とする。

（単位 千円）

指標	現状(c) [前期実績]	計画実施後(d) [計画期間内の1期]※2
経常利益※1		

> 0

※1 個人事業者、特定非営利活動法人の場合は、「収入金額から売上原価と経費を差し引いた金額」とする。

※2 「3 収支見込」の前期実績(c)の⑧経常利益が赤字の場合、概ね3年以内の経常利益が黒字化する計画期間内の1期について、記載すること。

上記の者は、産業活性化資金の融資対象として適当であると認められますので推薦します。

令和 年(年) 月 日

商 工 会 会 長
商工会議所会頭
山口県商工会連合会会長

<第1－2号様式>

産業活性化資金（融資対象2）推薦依頼書

令和 年 月 日

市 町 長 様

所 在 地
企 業 名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

このたび産業活性化資金の融資を受けたいので、推薦くださるよう、必要書類を添えて
依頼いたします。

記

1 企業の概要

- (1) 設立年月日 年 月 日
- (2) 資本金額及び従業員数（個人、特定非営利活動法人の場合は従業員数のみ）
万円 人
- (3) 主たる事業の内容

2 事業計画の概要

(1) 事業内容

（いずれか該当するものを○で囲み、その具体的内容を②で記入してください。）

- a ショーウィンドー等の統一化や特色化など商店街のまちづくりに合わせた店舗の改
装等の実施
- b 商店街の空店舗を利用した事業の実施
- c 空店舗とならないための事業承継の実施
- d テナントミックス実現のための業種転換等の実施

① 実施予定時期

年 月

② 具体的内容

- (2) 上記事業内容について、市町のまちづくり計画等との関係
（いずれかに該当するものを○で囲んでください。）

- a 「 市(町) 計画」に位置付けあり
 ※参考資料（まちづくり計画等）があれば写しを添付

b 特になし

3 所要資金

(単位 千円)

項 目	設 備 資 金	運 転 資 金

注) 見積書等参考となるものを添付

4 当該事業に係る所要資金の調達計画

(単位 千円)

項 目	当資金	自己資金	他からの借入	計
設 備 資 金				
運 転 資 金				
計				

5 融資の申込内容

(1) 借 入 金 額	運転資金 千円 設備資金 千円
(2) 借 入 期 間	運転資金 年(うち据置 月) 設備資金 年(うち据置 月)
(3) 借入予定時期	令和 年 月 日

上記の者は、産業活性化資金の融資対象として適当であると認められますので推薦します。

令和 年(年) 月 日

市町長

<第1－3号様式>

産業活性化資金（融資対象3）対象要件申告書

令和 年 月 日

産業活性化資金の融資対象要件については、下記のとおり（ ）に該当します。

所在地
企業名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電話番号

1 売上増加要件

最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高が前年同期に比して2%以上増加している。

最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高 (年 月～ 年 月) (A)	前年同期の売上高 (年 月～ 年 月) (B)	増 加 率 (A－B) ÷ B × 100
千円	千円	%

2 経常利益増加要件

最近3か月又は6か月又は直近決算の経常利益が前年同期に比して2%以上増加している。

最近3か月又は6か月又は直近決算の経常利益 (年 月～ 年 月) (A)	前年同期の経常利益 (年 月～ 年 月) (B)	増 加 率 (A－B) ÷ B × 100
千円	千円	%

※個人事業者の経常利益は、青色申告の場合は「差引利益」・白色申告の場合は「所得」を記入する。

※上記の「1 売上増加要件」あるいは「2 経常利益増加要件」のいずれか一方を記入する。

＜第 1－4－1 号様式＞

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

申込者 住 所
氏 名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

産業活性化資金（融資対象 4、5）認定申請書

このたび、 を行うため、産業活性化資金の融資を受けたいので、認定されるようお願いします。

記

- | | |
|--------------------|----|
| 1 資本又は出資の総額 | 千円 |
| 2 常時使用する従業員の数（申込時） | 人 |
| 3 現に営む事業の内容 | |
| 4 事業計画書（別紙） | |

（添付書類）

- (1) 直前期の決算書
- (2) の位置図及び設計書
- (3) 契約書（土地売買契約書、工事請負契約書等）、建築物確認通知書又は見積書の写し
- (4) 事業内容、資金計画等説明資料

(別紙)

事業計画書(工場新設用)

工場の名称			設立(予定) 年 月 日	令和 年 月 日			
所在地			新設、増設 移転の別				
1 生産計画	(1) 製造品目 (主要なもの)		(2) 生産数量 及び生産額	(イ) (ロ) (ハ)	年間生産額 千円		
	(3) 工場新設等の 理由						
2 効果	工場新設等の 効果	県内経済 への波及 効果		現 状	新 設 後		
			関連企業数 *1	社	社		
			受 注 高 *2	千円	千円		
			県内発注高	千円	千円		
			新規雇用者 *3	人			
		産業構造 の転換・ 高度化の 内容 *4					
	若 者 の 県内定住 促進への 効果 *5						
3 建設 計画	(1) 土 地						
	(2) 建 物 (付属施設を含む)						
	(3) 機 械 設 備						
	(4) 予 定 工 期	着工 令和 年 月 日 ~ 完了 令和 年 月 日 操業開始予定年月日 令和 年 月 日					
4 資金計画	区 分		金 額	区 分	金 額	資金の調達先	
	支 出	土地購入費	千円	収 入	自 己 資 金	千円	
		主建物建設費			借 入 金		
		付属施設建設費			本 資 金		
		付 属 設 備 費			そ の 他		
		機 械 設 備 費					
		計			計		

*1 関連企業数については、恒常的な取引（又はその見込み）のあるものを記載のこと

*2 受注高及び県内発注高の工場新設後の見込額については、その根拠を別に示すこと

*3 新規雇用（予定）者の住所（市町名）及び年齢を別に記載のこと

*4 研究部門を有する場合は、その詳細を別に記載のこと

*5 施設整備の内容について、その詳細を記載のこと

(別紙)

事業計画書 (店舗の新設用)

店 舗 の 名 称			設 立 (予 定) 年 月 日	令 和 年 月 日			
所 在 地			新 設 、 増 設 移 転 の 別				
1 売 上 計 画	(1) 売 上 品 目 (主要なもの)		(2) 売 上 高 *1	冊			
	(3) 店 舗 新 設 等 の 理 由						
2 効 果	店 舗 新 設 等 の 効 果	内 容					
		都 市 機 能 の 向 上					
		魅 力 あ る ま ち づ く り の 進 展					
		人 口 の 定 住 の 促 進	(*2 新規雇用者数 名)				
3 推 進 計 画	タウンマネージメント機関による街づくり推進計画	具 体 的 内 容					
4 建 設 計 画	(1) 土 地						
	(2) 建 物 (付属施設を含む)						
	(3) 付 属 設 備						
	(4) 予 定 工 期	着工 令和 年 月 日～完了 令和 年 月 日 営業開始予定年月日 令和 年 月 日					
5 資 金 計 画	区 分		金 額	区 分		金 額	資金の調達先
	支	土 地 購 入 費	冊	収 入	自 己 資 金	冊	
		主 建 物 建 設 費			借 入 金		
			本 資 金				
			そ の 他				
	出						
	計			計			

*1 店舗等新設後の見込額を記載し、その根拠を別に示すこと

*2 新規雇用 (予定) 者の住所 (市町名) 及び年齢を別に記載のこと

<第1-4-2号様式>

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

取扱金融機関
部 署 名
担当職氏名
電 話 番 号

産業活性化資金（融資対象4、5）融資意見書

令和 年 月 日付けで申し込みのありました産業活性化資金の認定申請については、下記のとおり適当であると認められるのでよろしくをお願いします。

記

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 申込者 住所 | |
| | 氏名 | |
| 2 | 融資申込金額 | 千円 |
| 3 | 融資承諾（見込）金額 | 千円 |
| 4 | 融資（据置）期間 | |
| 5 | 償還方法 | |
| 6 | 融資承認の理由 | |
| 7 | その他（条件等） | |

<第 1 - 4 - 3 号様式>

令和 年 月 日

市 町 長 様

申込者 住 所
氏 名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

産業活性化資金（融資対象 4、5）推薦依頼書

このたび、 を行うため、産業活性化資金の融資を受けたいので、推薦くださるよう、必要書類を添えて依頼いたします。

記

- | | |
|--------------------|----|
| 1 資本又は出資の総額 | 千円 |
| 2 常時使用する従業員の数（申込時） | 人 |
| 3 現に営む事業の内容 | |
| 4 事業計画書（別紙） | |

（添付書類）

- (1) 直前期の決算書
- (2) の位置図及び設計書
- (3) 契約書（土地売買契約書、工事請負契約書等）、建築物確認通知書又は見積書の写し
- (4) 事業内容、資金計画等説明資料

<第 1－4－4 号様式>

令和 年 月 日

山 口 県 知 事 様

市町長

産業活性化資金（融資対象 4、5）融資推薦書

下記の者は、山口県中小企業融資制度要綱に基づく融資対象者として適当であると認められますので推薦します。

記

1 申込者

住 所

氏 名

2 申込金額

3 対象施設等

4 推薦意見

<第1－4－5号様式>

令和 年 月 日

様

山口県知事

産業活性化資金（融資対象4、5）融資認定書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて下記のとおり認定しましたので通知します。

なお、金融機関に対しては別添写しのとおり通知しましたので申し添えます。

記

- 1 融資金額
- 2 融資対象施設等
- 3 その他（条件等）

<第 1－4－6 号様式>

令和 年 月 日

取扱金融機関

様

山口県知事

産業活性化資金（融資対象 4、5）融資推薦書

下記の者は、山口県中小企業融資制度要綱に基づく融資対象者として適当であると認められますので推薦します。

記

1 申込者

住 所

氏 名

2 融資金額

3 融資対象施設等

4 その他（条件等）

<第2号様式>

脱炭素経営未来投資事業計画書

令和 年 月 日

所在地
企業名
代表者氏名

1 現状・課題及び脱炭素経営に係るねらい・取組の方向

区分	内容
現状・課題	<どういった課題が生じているか>
ねらい・取組の方向	<脱炭素経営に係るねらい・取組の方向>

2 該当する脱炭素経営の取組（該当する番号の左側に○を記入 ※複数可）

区分	項目	主な取組
1	エネルギー消費量の削減	高効率の照明・空調・熱源機器の導入等
2	エネルギーの低炭素化	太陽光・風力等再エネ発電設備の導入、太陽熱温水器・バイオマスボイラーの導入等
3	利用エネルギーの転換	電気自動車の導入、暖房・給湯のヒートポンプの導入

3 導入設備等の内容

区分	設備の種類	設備（本体・付帯）、機器及び改修工事等の内容 ※設備の製品名、型番、数量及び設置時期など	金額
設備			千円
			千円
			千円
	計		千円
運転			千円

※ 国や県の脱炭素経営の促進に資する補助金を活用する場合は、補助金申請に使用する事業計画書の写しの添付に代えることができる。

4 エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量（※調査を実施済の場合のみ記入）

＜環境省 HP＞「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」を参照
https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/itiran_2023_rev4.pdf

区分	設備の名称	台数 (A)	消費エネルギー量/台 (B)	使用日数 (C)	使用時間/日 (D)
現 行				日	時間
導入後				日	時間

区分	年間エネルギー使用量 (A) × (B) × (C) × (D) = (E)	排出係数 (F)	二酸化炭素排出量 (E) × (F) (t-CO2)
現 行			
導入後			

＜第3号様式＞

雇用創出支援資金対象要件申告書

令和 年 月 日

雇用創出支援資金の融資対象要件については、下記のとおり（ ）に該当します。

所在地
企業名
代表者氏名

- 1 雇用の増加を伴う事業計画を有し、今後6か月以内に1人以上の常用労働者（1年以上の継続雇用が見込まれるもの）の増加が見込まれる。

従業員数	現 状	事業計画実施後
	名	名

- 2 全体の雇用の減少を伴わずに、以下のいずれかの者を、令和8年4月以降に常用労働者（1年以上の継続雇用が見込まれるもの）として1人以上雇用している。又は今後6か月以内に雇用することが見込まれる。

- ① 令和8年3月以降の県内新規学卒（予定）者
② 令和6年3月以降の県内学卒未就職者でハローワークに求職申込みをしている者
③ 山口しごとセンター登録者で39歳以下の者

雇用者数 又は 雇用見込	①新規学卒（予定）者	②新規学卒未就職者	③山口しごとセンター登録者
	名	名	名

- 3 県内の事業所の雇用の減少を伴わずに、今後6か月以内に県外の事業所の常用労働者を県内へ配置転換し、1年以上継続して雇用することが見込まれる。

県内配置転換見込者数
名

- 4 障がい者、中高年齢者、子育て等で退職した女性、母子家庭の母及び父子家庭の父等を申込日前1年以内に常用労働者として雇用し、1年以上継続して雇用することが見込まれる。

雇用対象	障がい者	中高年齢者	子育て等で退職した女性	母子家庭の母等
雇用者数	名	名	名	名

（注）常用労働者

常時使用する労働者として再雇用し、又は新規に雇用されてから1年以上継続して雇用される者で、かつ、雇用保険の被保険者であるもの

<第4号様式>

若年者雇用促進資金対象要件申告書

令和 年 月 日

若年者雇用促進資金の融資対象要件については、下記のとおり（ ）に該当します。

所在地
企業名
代表者氏名

- 1 令和8年4月1日以降に既に若年者を2人以上常用労働者（1年以上の継続雇用が見込まれるもの）として雇用している場合

- (1) 雇用の減少を伴うものではないこと

従業員数	若年者雇用時	若年者雇用人数	現 状
	名	名	名

- (2) 雇用した若年者（以下①～③（注））の雇用年月日及び種類

雇用年月日	①新規学卒者	②新規学卒未就職者	③山口しごとセンター登録者
	名	名	名
	名	名	名

- 2 今後3か月以内に2人以上の若年者を常用労働者（1年以上の継続雇用が見込まれるもの）として雇用する事業計画を有する場合

- (1) 雇用の減少を伴うものではないこと

従業員数	現 状	若年者雇用予定人数	事業計画実施後
	名	名	名

- (2) 若年者（以下①～③（注））の雇用計画

雇用予定年月日	①新規学卒者	②新規学卒未就職者	③山口しごとセンター登録者
	名	名	名
	名	名	名

※3名以上の若年者の雇用を予定している場合は、うち2名を記載のこと。

注1：若年者

①令和8年3月以降の県内新規学卒（予定）者

②令和6年3月以降の県内学卒未就職者でハローワークに求職申込みをしている者

③山口しごとセンター登録者で39歳以下の者

注2：常用労働者

常時使用する労働者として再雇用し、又は新規に雇用されてから1年以上継続して雇用される者で、かつ、雇用保険の被保険者であるもの

＜第5号様式＞

女性活躍促進事業計画書

(取扱要領に定める資金使途3の場合)

1 企業の概要

企 業 名					
所 在 地					
部 署 名 (屋 号)					
担当職氏名				電 話 番 号	
資 本 金 額	万円	従 業 員 数	人	業 種	

2 事業の概要

--

※1 目的、具体的な内容（資金使途に係る事業の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画との関連性等）、スケジュールなどを記載すること。

※2 必要に応じて、一般事業主行動計画の写し等の補足資料を添付すること。

3 資金計画

項 目	金 額 (千円)	使 途 の 概 要	項 目	金 額 (千円)	借 入 先
運 転 資 金			当 資 金		
			他からの借入		
			自 己 資 金		—
			そ の 他		—
設 備 資 金			当 資 金		
			他からの借入		
			自 己 資 金		—
			そ の 他		—
計			計		—

<第6号様式>

おいでませ山口観光振興資金推薦依頼書

令和 年 月 日

市 町 長
 山口県商工会連合会会長、商工会会長
 商 工 会 議 所 会 頭 様
 山口県中小企業団体中央会会長
 一般社団法人山口県観光連盟会長

所 在 地
 企 業 名
 代表者氏名
 部 署 名
 担当職氏名
 電 話 番 号

このたび、おいでませ山口観光振興資金の融資を受けたいので、推薦くださるよう依頼いたします。

記

1 企業の概要

- (1) 設立年月日 年 月 日
 (2) 資本金額及び従業員数（個人、特定非営利活動法人の場合は従業員数のみ）
 万円 人
 (3) 主たる事業の内容

--

2 資金使途〔観光施設の設備投資を伴う場合は(1)及び(2)、伴わない場合は(2)を記載〕

(1) 観光施設の整備拡充

・整備拡充する施設(該当するものを全てに○)	・具体的内容
1 宿泊施設	施設の名称
2 宿泊施設における防災施設	
3 交通施設	新設、増設、移転等の別
4 温泉利用施設	
5 観光客接遇施設	施設の所在地
6 その他観光の振興に資すると認められるもの	
・実施予定時期	整備等総費用
着工 年 月 日～完了 年 月 日	
・整備拡充する施設の概要、整備拡充による効果	

(2) 県内の観光振興に資する事業

・おいでませ山口観光振興条例との関連性 (該当するものを全てに○)	・事業の概要 (左記の関連性の観点から記載)
・11条関係：観光資源の活用による魅力ある観光地の形成 ・12条関係：新たな観光旅行の分野の開拓 ・13条関係：観光旅行者の来訪、滞在促進 ・14条関係：観光産業の振興 ・15条関係：観光振興に寄与する人材育成 ・16条関係：おもてなしの向上 ・17条関係：観光旅行者の利便の増進 ・18条関係：外国人観光客の来訪の促進 ・19条関係：観光地における環境、良好な景観保全	

3 資金計画及び投資金の希望内容

(1) 運用

項目	金額(千円)
計	

(2) 調達

項目	金額(千円)
当 資 金	
他からの借入	
自 己 資 金	
そ の 他	
計	

(3) 当資金の希望内容

借入金額(千円)	
運転	
設備	
借入期間	
運転	年(うち据置 月)
設備	年(うち据置 月)
借入予定時期	
年 月 日	

上記の者は、おいでませ山口観光振興資金の融資対象として適当であると認められますので推薦します。

令和 年(年) 月 日

市 町 長
山口県商工会連合会会長、商工会会長
商 工 会 議 所 会 頭
山口県中小企業団体中央会会長
一般社団法人山口県観光連盟会長

＜第7号様式＞

防災・減災対策支援資金対象要件申告書

令和 年 月 日

申告者 所在地
企業名
代表者氏名

防災・減災対策支援資金の融資対象要件については、下記のとおり（ ）に該当します。

記

1 資金使途

- ① 事業継続計画の策定や事業継続計画に基づく対策
- ② 事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けた計画に基づく対策
- ③ 連携事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けた計画に基づく対策

事業継続計画策定（予定）日	年 月 日
---------------	-------

2 資金計画

項 目	金額(千円)	使途の概要	項 目	金額(千円)	借 入 先
運 転 資 金			当 資 金		
			他からの借入		
			自 己 資 金		—
			そ の 他		—
設 備 資 金			当 資 金		
			他からの借入		
			自 己 資 金		—
			そ の 他		—
計			計		—

添付書類（各1部）

- (1) 事業継続計画策定費用に係る見積書又は事業継続計画書の写し
- (2) 施設・設備の導入・改修、資機材・燃料の備蓄に係る見積書等、設計書、図面の写し
- (3) 別に説明できるものがある場合は、その資料を添付
- (4) その他、取扱金融機関が必要と認める資料等

<第8－1号様式>

組合事業資金推薦依頼書

令和 年 月 日

山口県中小企業団体中央会
会 長 様

所 在 地
組 合 名
代 表 者 名
部署名(屋号)
担 当 者 名
電 話 番 号

このたび組合事業資金の借入れを下記のとおり申し込みますので、推薦くださるよう、必要書類を添えて依頼いたします。

記

1 推薦依頼金額

設備資金	千円
運転資金	千円
合 計	千円

2 借入希望金融機関名

3 組合事業資金の借入状況

借入年月日（	）	借入金融機関名（	）
当初借入金額（	）	借入残高（	）

添付書類（各1部）

- (1) 最近2年間の決算関係書類
- (2) 資金計画書（調達・運用）
- (3) 最近の試算表
- (4) 総会議事録
- (5) 当資金の借入れを議決した理事会議事録
- (6) 金融規約（転貸の場合）

<第8－2号様式>

組合事業資金推薦書

令和 年 月 日

取扱金融機関

様

山口県中小企業団体中央会
会 長

下記のとおり推薦します。

記

1 申 込 人

住 所

組 合 名

代表者名

2 推薦金額

設備資金 千円

運転資金 千円

合 計 千円

3 推薦意見

<第 9 号様式>

スタートアップ創出促進資金融資推薦書

令和 年 月 日

取扱金融機関の長
山口県信用保証協会会長 様

中小企業支援機関 (※ 商工会議所等の場合)

取扱金融機関支店・支店長名

山口県中小企業融資制度要綱別表 1 のスタートアップ創出促進資金の融資対象者として
適当であると認められますので、関係資料を添えて推薦します。

【推薦理由―該当するものに○印をしてください】

- 1 創業予定者であり、創業計画書の内容が適当
- 2 保証時には創業の事実が確認できる者であり、創業計画書の内容が適当
- 3 創業後の者であり、創業計画書又は決算書等に照らし推薦することが適当

記

1 融資申込者の概要

ふ り が な	
企 業 名	
ふ り が な	
代 表 者 氏 名	
事 業 所 所 在 地	
代 表 者 住 所	

2 事業の概要

--

3 資金計画及び借入希望額

調達方法 資金使途	スタートアップ 創出促進資金	自 己 資 金	そ の 他	計
設備資金				
運転資金				

→ (今回借入希望額)

4 推薦に関する意見等

(決算書等に対する評価や経営者、事業の計画性等につき必要に応じて記載。)

支援担当者の所見（総合評価） （担当者名 _____ TEL _____ ）
他の支援機関との連携状況 支援機関名（担当者、TEL番号） _____

5 U J I ターン創業予定又は創業者向け最優遇金利の適用

【適用要件】 令和7年4月1日以降に県外から移住し、県内で創業予定又は創業後6月以内のもの

項 目	年 月 日	確 認 し た 書 類 等
県外からの移住日 (R7.4.1以降)	年 月 日	1 住民票(写) 2 戸籍附票(写) 3 その他()
県内で創業予定 又は創業日	年 月 日	1 個人事業の開業届出書(税務署受付印のある控) 2 履歴事項全部証明書 3 その他()

※ 申込者が、上記の最優遇金利の適用を希望される場合、各項目について書類等で確認の上、該当箇所に記載及び○印をしてください。

「創業後6月以内のもの」は、創業日から6月以内に、金融機関を経由して、山口県信用保証協会が保証申込を受け付ける必要があります。

(関係資料一添付するものにつき、○印を付してください)

- 1 創業予定者の場合 : <第10-1号様式>創業計画書（創業前）
- 2 創業後の場合 : <第10-2号様式>創業計画書（創業後）
- ※ 推薦者が本様式による計画の作成が必要無いと認める場合、第10-1号様式及び第10-2号様式の添付は不要。
- 3 再挑戦の場合 : <第11-1号様式>創業計画書（再挑戦）
 <第11-2号様式>資格要件申告書
- 4 経営者保証免除を求める場合: <第12号様式>創業計画書（経営者保証免除）
- 5 免許、許認可関係等の書類の写し
- 6 その他参考となる資料

<第 10－1 号様式>

創業計画書（創業前）

山口県信用保証協会 様

令和 年 月 日
西暦

（どちらかに○印を付けてください）

〔申込人〕

スタートアップ創出促進資金に係る融資の
申込みにあたり、以下のとおり創業計画書（創
業前）を提出します。

住 所

会 社 名

氏名または

代表者名

1. 事業概要

開業形態	個人事業 ・ 会社事業		商 号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ()			
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和 年 月 日 西暦
業 種			資 本 金	[会社設立 (予定) の場合] 円
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)		(根拠法)	
	(許可・免許・登録・認証の別を記入)		[取得すべき許可等の根拠法を記入 ((例) 食品衛生法)]	
従業員数	名	取扱品	仕入先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得				
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住 所・氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
()
- キ その他（具体的に記入して下さい）
()

3. 運転資金計画

名 称	金額 (千円)	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金		
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得 方法 (自己・新築 取得・賃貸)	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成) 年 月 日	
事業用不動産	土地	m ²		千円			
	建物	m ²		千円			
	計	B (取得に要する資金)					千円
区分	名 称	型式・能力	数 量	単 価	金 額	発 注 先	設置(完成) 年 月 日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金 額)					千円

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = _____ 千円 (D)

6. 資金調達計画

自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他(具体的に)	
			千円	()	
	自 己 資 金 合 計			千円	
借入金等(※)	借 入 先	年 利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ～ ・
			千円	千円	・ ～ ・
			千円	千円	・ ～ ・
			千円	千円	・ ～ ・
	借 入 金 等 合 計			千円	調達資金 合計

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含まれます）。

10. 自己資金算定額

自 己 資 金	種 類	明 細		金 額	
	普 通 預 金			千円	
	定期性預金				
	有価証券等				
	入居保証金等				
	設備充当等				
合 計				①	
借 入 金 等	借入先	資金使途	残 存 返済期間	年 間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			か月	千円	千円
	合 計				②
自 己 資 金 額 (① - ②) =				③	

11. その他（計画に関する補足説明がありましたら記入してください）

[illegible]

<第 10－2 号様式>

創業計画書（創業後）

1. 事業概要

商 号(個人) 会社名(会社)			開業年月日 設立年月日	令和 西暦	年	月	日
住 所	電話 ()						
業 種			資 本 金	[会社設立の場合] 円			
従業員数	名	取扱品		仕入先			

2. 運転資金計画

名 称	金額 (千円)	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金		
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

3. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得 方法 〔自己・新築 取得・賃貸〕	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成) 年 月 日	
事業用不動産	土 地	m ²		千円			
	建 物	m ²		千円			
	計	B (取得に要する資金) 千円					
区分	名 称	型式・能力	数 量	単 価	金 額	発 注 先	設置(完成) 年 月 日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金 額) 千円					

4. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = _____ 千円 (D)

5. 資金調達計画

自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に）	
			千円	()	
	自 己 資 金 合 計		千円		
借入金等 (※)	借 入 先	年利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ～ ・
			千円	千円	・ ～ ・
			千円	千円	・ ～ ・
			千円	千円	・ ～ ・
	借 入 金 等 合 計		千円	調達資金 合計	D 千円

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

6. 収支計画・返済計画（下記の表に準拠した任意の表でも可）

（単位 千円）

科 目		開業年度 又は当期	2 年目※	3 年目	4 年目	5 年目
①	売 上 高					
②	売上原価（仕入高）					
③	売上総利益（①－②）					
経 費	人 件 費					
	地 代 ・ 家 賃					
	減価償却費（A）					
	そ の 他					
④	計					
⑤	営業利益（③－④）					
⑥	営業外収益					
⑦	営業外費用					
⑧	経常利益（⑤+⑥－⑦）					
⑨	法人税等充当額					
⑩	当期利益（⑧－⑨）					
⑪	返済財源（(A)＋⑩）					
⑫	借 入 金 額					
⑬	借 入 累 計 額					
⑭	借 入 金 返 済 額					
⑮	借入金残高（⑬－⑭）					

※ 2 年目以降については必要に応じて記載。

<第 11－1 号様式>

創業計画書（再挑戦）

山口県信用保証協会 様

令和 年 月 日
西暦

（どちらかに○印を付けてください）

〔申込人〕

スタートアップ創出促進資金に係る融資の
申込みにあたり、以下のとおり創業計画書（再
挑戦）を提出します。

住 所

会 社 名

氏名または

代表者名

1. 事業概要

開業形態	個人事業 ・ 会社事業		商 号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ()			
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和 年 月 日 西暦
業 種			資 本 金	[会社設立 (予定) の場合] 円
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)		(根拠法)	
	(許可・免許・登録・認証の別を記入)		[取得すべき許可等の根拠法を記入（(例) 食品衛生法）]	
従業員数	名	取扱品	仕入先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得				
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住 所・氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
()
- キ その他（具体的に記入して下さい）
()

3. 運転資金計画

名 称	金額（千円）	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金		
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

4. 設備計画

区分	土 地 ・ 建 物	面 積	取得 方法	(自己・新築 取得・賃貸)	取得に要する資金	契 約 年 月 日	取得(完成) 年 月 日
事業用 不動産	土 地	m ²			千円		
	建 物	m ²			千円		
	計	B (取得に要する資金)					千円
区分	名 称	型式・能力	数 量	単 価	金 額	発 注 先	設置(完成) 年 月 日
機械器具・ 什器備品等					千円		
	計	C (金 額)					千円

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = _____ 千円 (D)

6. 資金調達計画

自 己 資 金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関 本店支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円	その他 (具体的に) ()	
			千円		
			千円		
自 己 資 金 合 計			千円		
借 入 金 等 (※)	借 入 先	年利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ～ ・
			千円	千円	・ ～ ・
			千円	千円	・ ～ ・
			千円	千円	・ ～ ・
	借 入 金 等 合 計			千円	調達資金 合計

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
そ の 他 費 用			
利 益			
計		計	

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

10. 自己資金算定額

自己資金	種類	明細			金額
	普通預金				千円
	定期性預金				
	有価証券等				
	入居保証金等				
	設備充当等				
合 計					①
借入金等	借入先	資金使途	残 存 返済期間	年 間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			か月	千円	千円
合 計					②
自己資金額 (① - ②) =					③

11. その他（計画に関する補足説明がありましたら記入してください）

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a solid black vertical line along the left edge, which likely serves as a margin or binding edge. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled sheet of paper.

資格要件申告書

山口県信用保証協会 様

令和 年 月 日
西暦

(どちらかに○印を付けてください)

〔申込人〕

スタートアップ創出促進資金に係る融資の申込みにあたり、以下のとおり資格要件を申告します。

* 別途「創業計画書(再挑戦)」を提出してください。

住 所

会 社 名

氏名または

代表者名

事業経験について

事業(注1)経験及び廃業(注2)経験について、記入してください。

既に会社を設立されている場合、会社を設立した方(創業者)の事業経験についてお尋ねします。

廃業経験を有しない方によって設立された会社は本制度の対象となりません。

1 該当項目に○印を付けてください。 ※すべて(個人事業は1~3、会社事業は1~4)に該当する場合のみ利用可

		個人事業		会社事業	
1	事業経験 廃業経験	事業経験があり、 個人事業を廃止した経験がある		事業経験があり、 経営していた会社を解散した経験がある	
2	経過年数	廃業日から5年を経過していない		解散日(注3)から5年を経過していない	
3	原因	廃業原因は経営状況の悪化(注4)である		解散原因は経営状況の悪化(注4)である	
4	解散会社 との関係			解散日(注3)において会社経営者(注5) であった	

2 廃止した個人事業もしくは解散した会社の事業内容を記入してください。

商号(個人) 会社名(会社)		業 種	
廃止時住所(個人) 解散時住所(会社)			
廃業届出(個人) 解散登記(会社)	無 ・ 有	廃止年月日(個人) 解散年月日(会社)(注3)	令和 年 月 日 西暦
法的整理の有無	無 ・ 有	法的整理名 開始決定日 事件番号	令和 年 月 日 裁判所 令和 年 () 第 号
保証協会の利用	無 ・ 有	〔 信用保証協会 〕	

(注1) 事業の定義

事業とは一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいいます。従って、規模の大小や業種、営利を目的とするか等を問うものではなく、例えば専業であるか兼業であるかにかかわらず、農林水産業なども含みます。なお、現在会社を営んでいる方が法人成りにより廃止した個人事業は含みません。

(注2) 廃業の定義

- ・ 個人事業：事業を廃止すること(ただし、法人成りにより廃止したものを除きます。)
- ・ 会社事業：会社が解散すること

(注3) 解散日、解散年月日

解散登記日ではなく、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日をいいます。

(注4) 経営状況の悪化

業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により経営状態が悪化することをいいます。

(注5) 会社経営者

業務を執行する役員のことをいいます。但し、社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ、執行役を兼務しない取締役は含みません。

※個人事業の廃止年月日もしくは会社の解散年月日から5年を経過していないことの確認資料として、以下の資料を添付してください。

- ・ 「個人事業」の方…事業廃止の事実を確認できる書類(廃業届出書、過去の税務申告書の控え等)
- ・ 「会社事業」の方…解散会社の商業登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)

<第12号様式>

創業計画書（経営者保証免除）

山口県信用保証協会 御中

令和 年 月 日
西暦

（どちらかに○印を付けてください）

〔申込人〕

スタートアップ創出促進資金に係る融資の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書（経営者保証免除）を提出いたします。

住 所

会 社 名

氏名または

代表者名

【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。

※ 会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1. 提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2. 提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	☐ 1 電話 ☐ 2 来店面談 ☐ 3 訪問面談 ☐ 4 その他（ ）	

1. 事業概要

会社名 (予定含む)					
開業(予定)住所	電話 ()				
設立登記(法人)	有 ・ 無	設立(予定)年月日	令和 西暦	年	月 日
業 種		資 本 金	[会社設立予定を含む] 円		
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)		(根拠法)		
	(許可・免許・登録・認証の別を記入)		[取得すべき許可等の根拠法を記入（(例) 食品衛生法）]		
従業員数	名	取扱品	仕入先		
開業動機・目的					
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得					
[会社設立予定を含む] 出資者・出資額					
事業協力者の住 所・氏名・勤務先					

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に○印を付けて下さい

ア 設備機械器具等発注済である。

イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。

ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。

エ 商品・原材料の仕入を行っている。

オ 事業に必要な許認可を受けている。

カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
（ ）

キ その他（具体的に記入して下さい）
（ ）

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の(1)又は(2)のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期末終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は(1)又は(2)のどちらかにチェックの上確認でも可。

☐ (1) 税務申告1期末終了の創業者

必要な資金		金額(千円未満切捨)	調達の方法		金額(千円未満切捨)
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など（内訳）	千円	自己資金	普通預金	千円
				定期性預金	千円
				有価証券等	千円
				入居保証金等	千円
				設備充当等	千円
				その他	千円
					千円
					千円
				小計（A）	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など（内訳）	千円	借入金等	親戚・知人等からの借入（内訳）	
				千円	
				千円	
				千円	
				金融機関からの借入（内訳）	
				千円	
				千円	
				千円	
				千円	
				千円	
小計（B）		千円			
合 計		千円	合 計（C）＝（A）＋（B）		千円
自己資金割合確認欄			(A) / (C)		

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、 $(A) / (C) \geq 1 / 10$ （0.1）

☐ (2) 税務申告1期末終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金（D）	千円
	借入金等（E）	千円
	$(D) / ((D) + (E))$	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、 $(D) / ((D) + (E)) \geq 1 / 10$ （0.1）

4. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費	千円	工 賃 収 入	千円
人 件 費	千円	雑 収 入	千円
	千円		千円
その他費用	千円		千円
利 益	千円		千円
計	千円	計	千円

5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円
		千円	か月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

7. その他（計画に関する補足説明がありましたら記入してください）

<第 13－ 1 号様式>

事業承継支援資金融資推薦書
(融資対象 1 (2) の場合)

令和 年 月 日

取扱金融機関の長 様
 山口県信用保証協会会長

山口県事業承継・引継ぎ支援センター
 (公財)やまぐち産業振興財団
 理事長

山口県中小企業融資制度要綱別表 1 の事業承継支援資金の融資対象者として適当であると認められますので、関係資料を添えて推薦します。

記

1 融資申込者の概要

ふ り が な	
企 業 名	
ふ り が な	
代 表 者 氏 名	
事業所所在地	
代 表 者 住 所	

2 事業の概要

--

3 資金計画及び借入希望額

調達方法 資金使途	事業承継支援資金	自 己 資 金	そ の 他	計

→ (今回借入希望額)

4 推薦に関する意見等

(事業承継に対する評価や経営者、事業の計画性等につき必要に応じて記載。)

支援担当者の所見（総合評価）	
(担当者名	TEL)
他の支援機関との連携状況	
支援機関名（担当者、TEL番号）	

(関係資料)

- 1 事業承継支援カルテ
- 2 免許、許認可関係等の書類の写し
- 3 その他参考となる資料

<第 13－2 号様式>

事業承継支援カルテ

山口県事業承継・引継ぎ支援センター

相談者：		対応者：	
相談年月日	相談内容	回答（支援）内容	
第1回 年 月 日			
第2回 年 月 日			
第3回 年 月 日			
第4回 年 月 日			
第5回 年 月 日			

<第 14 号様式>

D X 対応支援資金に関する事業計画書

令和 年 月 日

住所（所在地）：

氏名（名 称）：

代 表 者：

1 資金使途・所要資金等の内容

☐設備資金 ☐運転資金 ☐併用 ※いずれかに☒

D X に関する設備資金の内容

導入設備	
導入時期	

D X に関する運転資金の内容

内容	
支払時期	

2 本資金を利用した具体的な取組内容（具体的に記載してください。）

--

3 本資金利用による効果

(例：売上高／顧客数／生産数の増加、作業時間の短縮（効率化）等該当項目について
具体的数値目標を記載)

①売上高の増加：

現状：() 千円 → 本資金利用後：() 千円

②顧客数の増加：

現状：() 人 → 本資金利用後：() 人

③作業時間の短縮（効率化） 【作業工程名：()】

現状：() 時間／分 → 本資金利用後：() 時間／分

④その他（具体的な内容、具体的な数値目標）

※ 国・県又は市町によるDXに資する補助金を活用する場合は、補助金申請に使用する事業計画書及び交付決定通知の写しの添付に代えることができる。

<第 15 号様式>

ビジネスモデル再構築支援資金事業計画書
(融資対象 2・3 の場合)

1 会社の概要と現状

代 表 者 名			事 業 形 態	法人(資本金 万円)・個人
商 号			電 話 番 号	()
代表者住所			電 話 番 号	()
事業所住所			従 業 員 数	正職員 人 (パート等 人)
設 立 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		会 社 沿 革 (会社案内等、会社 の事業内容がわか る資料を添付)	
代表者略歴				
業 種 (主な事業)			主力商品、主力事業	
経営理念・ ビジョン				
☐ コロナ以降の影響 ・ 良い影響 (強み) ・ 悪い影響 (弱み)	【サプライチェーンへの影響】 (例) 調達量、生産量の調整、調達先、搬送方法の変更			
	【外部環境 (機会・脅威)】 ※ 市場動向など交える (例) 非対面での対応が一般的に許容 (例) 業種に係る市場規模が大きく縮小			
	【内部環境 (強み・弱み)】 ※ 人材面、設備面、財務面、情報活用品質、価格、納期等 (例) 専門職としての豊富な知識・経験値が要求され、人件費等が高コスト			
	【事業再構築を行う必要性】			

2 事業再構築の取組・将来の展望・取得資産

☐ 今後の事業展開	【事業再構築の類型】 ※「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」、「事業再編」の用語を用いて記載
	【事業再構築の具体的内容】
☐ 今後のスケジュール	

☐ 事業再構築の考え方 (戦略)	【撤退する内容】 (例) コロナの影響により不採算となっている部門など
	【これから注力する内容】
	【市場ニーズ（機会）と将来性】
	【価格・性能的な優位性・収益性】 ※ 競合他社との差別化の内容のほか、市場ニーズや自社の強みを踏まえた選択と集中によるリソースの最適化などアピールできることを記載
	【成長可能性及び実現可能性】
☐ 事業再構築の効果	【費用対効果】 ・ 投資額に対して増額が期待される付加価値額の規模、生産額の向上 ・ コロナの影響を乗り越えてV字回復を達成するための投資の有効性 ・ 雇用の創出・地域の特性を活かした高付加価値創出
☐ 取得資産	

3 SDGsの取組〔融資対象3の場合〕

世界を変えるための17の目標			
	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	8 働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	17の目標のうち該当する番号： 	

【SDGsの趣旨に沿った「持続可能な社会づくり」に貢献する取組を記載】

4 必要な資金と調達の方法

(単位 千円)

必 要 な 資 金		調 達 の 方 法				
名 称	金 額	調 達 先	金 額	年利	借入期間	月返済額
土 地		当 資 金			～	
建 物		金融機関からの借入 (当資金除く)			～	
機械、備品		親族等からの借入			～	
そ の 他		自 己 資 金			～	
運転資金		そ の 他			～	
合 計		合 計				

(必要な資金の内訳)

	所 在 地	面積(㎡)	金 額	契約年月日	取得(完成)年月日
土 地					
建 物					

	名 称	数量	単 価	金 額
機 械 、 備 品				
そ の 他				

	金 額	積 算 内 訳
運転資金		
商品、原材料等の仕入資金等		
人件費等		
その他		

5 収支計画・返済計画（下記の表に準拠した（5年目までの収支等）任意の表でも可）（単位 千円）

科 目		2 年 前	1 年 前	直近決算	今年度	3 年 目	5 年 目
①売 上 高							
②売上原価（仕入高）							
③売上総利益（①－②）							
経 費	人 件 費						
	地 代 ・ 家 賃						
	減価償却費（A）						
	そ の 他						
	④ 計						
⑤営業利益（③－④）							
⑥営 業 外 収 益							
⑦営 業 外 費 用							
⑧経常利益（⑤+⑥－⑦）							
⑨法 人 税 等 充 当 額							
⑩当期利益（⑧－⑨）							
⑪返済財源（（A）＋⑩）							
⑫借 入 金 額							
⑬借 入 累 計 額							
⑭借 入 金 返 済 額							
⑮借入金残高（⑬－⑭）							

※決算報告書等参考になるものを添付してください。

〔上記計画の算出根拠〕

- ・ 売上高
- ・ 売上原価
- ・ 人件費
- ・ 減価償却費
- ・ その他

ビジネスモデル再構築支援資金事業計画書 記載項目一覧

※ 項目の加除や加工など差支えない。(項目の集約なども可。)

1 会社の概要と現状

区 分		内 容
現 状	☐ 会社の概要	☐ 代表者略歴、企業の沿革 ☐ 主な事業（当社の概要） ☐ 経営理念・ビジョン
	☐ コロナ以降の影響 ・ 良い影響（強み） ・ 悪い影響（弱み）	☐ サプライチェーンへの影響 ☐ 外部環境（コントロール不可能） ※ 市場動向など交える ☐ 内部環境（コントロール可能） ※ 人材面、設備面、財務面、情報活用 品質、価格、納期など ☐ 事業再構築を行う必要性

2 事業再構築の取組・将来の展望・取得資産

区 分		内 容
事業再構築の取組	☐ 今後の事業展開	☐ 事業再構築の類型 ☐ 事業再構築の具体的内容
	☐ 今後のスケジュール	☐ 事業実施スケジュール ☐ 人材・事務処理能力
将来の展望	☐ 事業再構築の考え方（戦略）	☐ 撤退することとこれから注力すること ☐ 市場ニーズ（機会）と将来性 ☐ 成長可能性及び実現可能性 ☐ 価格的・性能的な優位性・収益性 ☐ 市場ニーズや自社の強みを踏まえた選択と集中によるリソースの最適化・投資金額とそれを回収できるビジネスモデル（売上、利益）
	☐ 事業再構築の効果	☐ 費用対効果 ・ 投資額に対して増額が期待される付加価値額の規模、生産額の向上 ・ V字回復を達成するための有効な投資 ☐ 雇用の創出 ☐ 地域の特性を活かした高付加価値創出
	☐ 取得資産	☐ 取得予定の資産

3 S D G s の取組〔融資対象3の場合〕

4 必要な資金と調達の方法

5 収支計画・返済計画

〔事業再構築の区分〕

区分	定義
新分野展開	主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品の製造等により、新たな市場に進出
事業転換	新たな製品製造等により、主たる業種（標準産業分類大分類）を変更することなく、主たる事業（標準産業分類中・小分類）を変更すること
業種転換	主たる業種を変更すること （例）レンタカー事業者が貸切ペンションを経営し、コロナに配慮した宿泊プランを新たに提供
業態転換	製品等の製造方法等を相当程度変更すること （例）ヨガ教室の経営者が、サービスの提供方法を変更し、オンラインサービスを新たに提供
事業再編	会社法上の組織再編行為等を行い、新たな事業形態のもとに事業を行うこと

〔事業再構築の例〕

区分	再構築前	再構築後	設備投資など
新分野展開	〔製造業〕 航空機部品の製造	既存事業の一部を廃棄し、医療機器部品製造事業を新規立ち上げ	事業圧縮にかかる設備撤去の費用、製造のための新規設備導入に係る費用、教育研修費用
業態転換	〔飲食〕 居酒屋経営	店舗を廃止しオンライン専用の弁当宅配を開始	建物改修、機器導入費や広告宣伝費
	〔小売業〕 紳士服販売業	店舗営業を縮小し、紳士服のネット販売事業やレンタル事業に転換	建物改修、新規オンラインシステム構築

〔事業再構築の例（業種別）〕

区分		事業再構築の取組
飲食業	喫茶店経営	飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売
	弁当販売	高齢者向けの食事宅配事業を開始し、地域の高齢化のニーズに対応
	レストラン経営	店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施
小売業	ガソリン販売	フィットネスジムの運営を開始し、地域の健康増進ニーズに対応
サービス業	ヨガ教室	新たにオンライン形式でヨガ教室の運営を開始
製造業	航空機部品製造	ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を立ち上げ
	半導体製造装置部品製造	半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を開始
	伝統工芸品製造	E C サイトでの販売を開始
運輸業	タクシー事業	一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始
食品製造業	和菓子製造・販売	和菓子の製造過程で生成される成分を活用し新たに化粧品の製造・販売を開始
建設業	土木造成・造園	自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備して観光事業に新規参入
情報処理業	画像処理サービス	映像編集向けの画像処理技術を活用し、医療向けの診断サービスを開始

【SDGs 取組事例】

区分	業種	事業再構築の内容と社会貢献
【目標 3】 すべての人に健康と福祉を	飲食業	【弁当販売】 新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始し、地域の高齢化へのニーズに対応
	小売業	【ガソリン販売】 新規にフィットネスジムの運営を開始し、地域の健康ニーズに対応
【目標 7】 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに	製造業	【半導体製造装置部品製造】 半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始
【目標 9】 産業と技術革新の基盤をつくろう	製造業	【航空機部品製造】 ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立ち上げ
	情報処理業	【画像処理サービス】 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始

<第 16 号様式>

海外市場販路拡大等事業計画書

1 企業の概要

企 業 名					
所 在 地					
部 署 名 (屋 号)					
担当職氏名				電 話 番 号	
資 本 金 額	万円	従 業 員 数	人	業 種	

2 事業の概要

--

※ 1 目的、具体的な内容、スケジュールなどを記載すること。

※ 2 必要に応じて、補足資料を添付すること。

3 資金計画

項 目	金 額 (千 円)	使 途 の 概 要	項 目	金 額 (千 円)	借 入 先
運 転 資 金			当 資 金		
			他からの借入		
			自 己 資 金		—
			そ の 他		—
計			計		—

<第17号様式>

経営安定資金融資推薦依頼書

令和 年 月 日

商 工 会 会 長
商 工 会 議 所 会 頭 様
山口県商工会連合会会長

所 在 地
企 業 名
代表者氏名
部署名(屋号)
担当職氏名
電 話 番 号

山口県中小企業融資制度要綱第6条第9項により経営安定資金の融資を受けたいので、
推薦をお願いします。

記

1 主たる事業の内容

2 借入希望額 千円

上記の者は、山口県中小企業融資制度要綱に定める経営安定資金の融資対象に該当します
ので、所見を添えて推薦します。

令和 年 月 日

取 扱 金 融 機 関 の 長
山口県信用保証協会会長 様

商 工 会 会 長
商 工 会 議 所 会 頭
山口県商工会連合会会長

<第 18 号様式>

経営支援特別資金対象要件申告書

令和 年 月 日

経営支援特別資金の融資対象要件について、下記のとおり 1 - () 及び 2 に該当します。

所 在 地
企 業 名
代表者氏名

1 売上減少要件等(次の (ア)、(イ) のいずれかをご記入ください。)

(ア) 最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。

最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高 (年 月 ~ 年 月) (A)	前年同期の売上高 (年 月 ~ 年 月) (B)	増 加 率 (A - B) ÷ B × 100
千円	千円	△ %

(イ) 最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高が前年同期の売上高に比して減少しており、かつ、直近決算が経常利益ベースで赤字であること。

最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高 (年 月 ~ 年 月) (A)	前年同期の売上高 (年 月 ~ 年 月) (B)	直近決算における経常利益 (年 月期)
千円	千円	千円

2 今後の業況回復・発展計画要件 (必ずご記入ください。)

	前期決算期 (A) (~)	直近決算期 (B) (~)	今後の業況回復・発展計画		
			次期決算期 (C)	2年後決算期(D)	3年後決算期 (E)
売 上 高	千円	千円	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円	千円	千円

* 売上高又は経常利益が (E) ≥ (B) であること。

* 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が投機的な不動産・株式等の取引等でないこと。

* 取引金融機関の支援が確実に見込まれること。

<第 19－1 号様式>

原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書
（最近 3 か月の売上高減少用）

令和 年 月 日

取扱金融機関 様

申請者 所在地
企業名
代表者氏名

原油価格・物価高騰対応資金の融資対象者として、確認を受けたいので申請します。

1 申請者の業種

主たる業種	
-------	--

2 原油・原材料高騰等の影響による売上高減少の事情

--

3 売上高の比較 減少率が 5 % 以上である必要があります。

最近 3 か月の合計		前年同期又は令和 2 年 1 月以前の直近同期の合計		減少率 $(B-A)/B \times 100$
対象月	売上高 (A)	対象月	売上高 (B)	
令和 年 月～ 令和 年 月	円	令和 年 月～ 令和 年 月	円	%

※売上高等は、企業全体の金額を記載すること。

..... 金融機関記入欄

確認年月日 令和 年 月 日

上記の者が、本融資の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

取扱金融機関	
担当者氏名	

※ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の認定を受けている者は、認定書の添付に代えることができる。

<第 19－2 号様式>

原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書
（最近 3 か月の売上総利益（粗利益）減少用）

令和 年 月 日

取扱金融機関 様

申請者 所在地
企業名
代表者氏名

原油価格・物価高騰対応資金の融資対象者として、確認を受けたいので申請します。

1 申請者の業種

主たる業種	
-------	--

2 原油・原材料高騰等の影響による売上高総利益減少の事情

--

3 売上総利益の比較 減少率が 5 % 以上である必要があります。

最近 3 か月の合計		前年同期又は令和 2 年 1 月以前の直近同期の合計		減少率
令和 年 月～令和 年 月		令和 年 月～令和 年 月		(B-A)/B×100
売 上 高	円	売 上 高	円	
売 上 原 価	円	売 上 原 価	円	
売上総利益(A)	円	売上総利益(B)	円	
				%

※売上高等は、企業全体の金額を記載すること。

..... 金融機関記入欄

確認年月日 令和 年 月 日

上記の者が、本融資の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

取扱金融機関	
担当者氏名	

※ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の認定を受けている者は、認定書の添付に代えることができる。

<第 19－3 号様式>

原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書
（最近 1 か月とその後 2 か月の売上高減少用）

令和 年 月 日

取扱金融機関 様

申請者 所在地
企業名
代表者氏名

原油価格・物価高騰対応資金の融資対象者として、確認を受けたいので申請します。

1 申請者の業種

主たる業種	
-------	--

2 原油・原材料高騰等の影響による売上高減少の事情

--

3 売上高の比較 ※いずれの減少率も 5 % 以上である必要あり

【最近 1 か月】 ※売上高等は、企業全体の金額を記載

最近 1 か月		①前年の同月 又は ②令和 2 年 1 月以前の直近の同月		減少率
対象月	売上高 (A)	比較月	売上高 (B)	(B-A) / B × 100
令和 年 月	円	令和 年 月	円	%

【最近 1 か月＋その後 2 か月】

最近 1 か月＋その後 2 か月		(1) 前年の同期間 又は (2) 令和 2 年 1 月以前の直近の同期間※		減少率
令和 年 月～令和 年 月		令和 年 月～令和 年 月		(D-C) / D × 100
売上高 (C)	円	売上高 (D)	円	%

※【最近 1 か月】で①を記載した場合は(1)の金額を記載して比較すること

※【最近 1 か月】で②を記載した場合は(2)の金額を記載して比較すること

..... 金融機関記入欄

確認年月日 令和 年 月 日

上記の者が、本融資の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

取扱金融機関	
担当者氏名	

※ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の認定を受けている者は、認定書の添付に代えることができる。

<第 19-4 号様式>

原油価格・物価高騰対応資金対象確認（申請）書
（最近 1 か月とその後 2 か月の売上総利益（粗利益）減少用）

令和 年 月 日

取扱金融機関 様

申請者 所在地
企業名
代表者氏名

原油価格・物価高騰対応資金の融資対象者として、確認を受けたいので申請します。

1 申請者の業種

主たる業種	
-------	--

2 原油・原材料高騰等の影響による売上高総利益減少の事情

--

3 売上総利益の比較 ※いずれの減少率も 5 %以上である必要あり

【最近 1 か月】

※売上高等は、企業全体の金額を記載

最近 1 か月		①前年の同月 又は ②令和 2 年 1 月以前の直近の同月		減少率
令和 年 月～令和 年 月		令和 年 月～令和 年 月		(B-A)/B×100
売上高	円	売上高	円	
売上原価	円	売上原価	円	
売上総利益(A)	円	売上総利益(B)	円	
				%

【最近 1 か月＋その後 2 か月】

最近 1 か月＋その後 2 か月		(1)前年の同期間 又は (2)令和 2 年 1 月以前の直近の同期間※		減少率
令和 年 月～令和 年 月		令和 年 月～令和 年 月		(D-C)/D×100
売上高	円	売上高	円	
売上原価	円	売上原価	円	
売上総利益(C)	円	売上総利益(D)	円	
				%

※【最近 1 か月】で①を記載した場合は(1)の金額を記載して比較すること

※【最近 1 か月】で②を記載した場合は(2)の金額を記載して比較すること

..... 金融機関記入欄

確認年月日 令和 年 月 日

上記の者が、本融資の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

取扱金融機関	
担当者氏名	

※ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の認定を受けている者は、認定書の添付に代えることができる。

<第 20 号様式>

賃金引上げ・価格転嫁支援資金事業計画書

令和 年 月 日

1 申込入・賃上げ対象事業場

申込入	名称		賃上げ実施対象となる事業場 (左記所在地と同じ場合は記入不要)
	代表者		
	所在地		

2 賃上げ実施計画 (又は実績)

賃上げ予定日 (又は実施日) 令和 年 月 日

①～④の何れかに該当する賃上げ実施計画 (又は実績) を記入【①～③の引上げ (又は増加) 率は 3 % 以上】

① 最低賃金 (時給) の引上げを実施予定 (又は R7. 9. 1 以降に実施済)

就業規則等で定める最低賃金 (時給)		引上げ率 (3%以上)	最低賃金引上げ対象者	
引上げ前	A	引上げ後	B	(B/A-1) × 100
円		円		%
			対象者数	勤続月数【※要 6 か月超】 (対象者中で最長のもの)
			名	月

② 1 人あたり平均月給 (又は年給) の引上げを実施予定 (又は R7. 9. 1 以降に実施済)

1 人あたり平均賃金 (□月給/□年給)		引上げ率 (3%以上)	賃金引上げ対象者
引上げ前	A	引上げ後	B
円		円	
			(B/A-1) × 100
			%
			勤続月数【※要 6 か月超】 (対象者中で最長のもの)
			月

③ 1 人あたり平均賃金の引上げを実施予定 (最近 3 か月又は 6 か月又は直近決算※7 年 9 月以降の前年同期比)
(又は R7. 9. 1 以降に実施済)

1 人あたり平均賃金 (□ 3 か月/□ 6 か月/□直近決算)		引上げ率 (3%以上)	賃金引上げ対象者
引上げ前	A	引上げ後	B
円		円	
			(B/A-1) × 100
			%
			勤続月数【※要 6 か月超】 (対象者中で最長のもの)
			月

④ 賃金引上げを支援する補助金の交付を受けた

補助金名称	
-------	--

※交付決定通知書又は交付申請書 (受付印のあるもの) の写しを添付してください。

3 賃上げ原資確保の方策

※価格転嫁、生産性向上等、賃金引上げの原資確保に向けた方策等を記載してください

--

..... 金融機関記入欄

上記申込入が本資金の融資対象要件に該当することを確認しました。

確認日 令和 年 月 日 担当者氏名

— 山口県信用保証協会の御利用に当たって —

保証申込の添付書類

保証申込にあたっては、次のような書類が必要です。

*なお、貸付実行時には、信用保証委託契約書の作成・提出が必要となりますので、ご留意ください。

	書類名	留意事項																		
通常 申込時に必要な基本資料	信用保証依頼書	保証申込の都度、毎回必要となります。金融機関にて作成していただきます。																		
	信用保証委託申込書	保証申込の都度、毎回必要となります。																		
	個人情報の取扱いに関する同意書	原則として、初めてご利用いただく際に必要となります。 保証申込の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別に提出願います。																		
	商業登記簿謄本	初めてご利用いただく際に必要となります。（写し可。）2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																		
	印鑑証明書	初めてご利用いただく際に申込人（法人・個人）、連帯保証人、担保提供者等について最近3か月以内のものが各1通必要となります。（写し可。）2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。																		
	確定申告書（写） （ 決 算 書 ）	直近2期分（別表及び勘定科目内訳明細のあるもの）が必要となります。 ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴が満たない場合には不要です。																		
	残高試算表	原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。																		
	定款（写）	必要に応じて提出していただく場合があります。																		
その他必要に応じて提出していただく資料	納税証明書または納付書（写）	法人の場合は、法人税または事業税の証明書、個人の場合は、所得税または事業税の証明書（どちらも添付できない場合には、原則として事業による所得割のある住民税の証明書）が必要となります。（写し可。）なお、同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。																		
	許認可証（写）等	事業に必要な許認可証等（主たる事業の主たる事業所）の写しを添付願います。 ただし、資金使途が特定の事業に係るものである場合には、当該事業に係る許認可証等の写しを添付願います。なお、すでに提出済で、その許認可証等有効期間内である場合には添付不要です。																		
	従業員数確認資料 従業員数が右記の場合、「労働保険概算・増加概算確定保険料申告書（写）」が必要となります。 ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類（写）を提出願います。 （ア）「法人の事業概況説明書」 （イ）「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」 （ウ）「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」 （エ）「賃金台帳」	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。 <table><tr><td>業種</td><td>資本金</td><td>従業員数</td></tr><tr><td>製造業等</td><td>3億円超</td><td>270人超</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5,000万円超</td><td>45人超</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5,000万円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>政令特例業種</td><td colspan="2">該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの</td></tr></table>	業種	資本金	従業員数	製造業等	3億円超	270人超	卸売業	1億円超	90人超	小売業	5,000万円超	45人超	サービス業	5,000万円超	90人超	政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの	
	業種	資本金	従業員数																	
	製造業等	3億円超	270人超																	
	卸売業	1億円超	90人超																	
小売業	5,000万円超	45人超																		
サービス業	5,000万円超	90人超																		
政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの																			
住民票または在留カード（写）もしくは特別永住者証明書（写）	申込人（法人代表者を含む。）または連帯保証人が外国人である場合に、在留資格および在留期間（満了日）等の確認のため必要となります。																			
資金設備	見積書（写）または契約書等（写）	建物の建築、機械等の設備の場合に必要となります。																		
	建築確認申請書（写）	原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。																		
担保を提供いただく場合	不動産登記簿謄本	新規担保提供時に最新のものを提出願います。（条件担保の場合は写し可。） なお、前回利用時から変更の無い場合は不要です。																		
	公図（地積・測量図）																			
	建物図面・各階平面図																			
	住宅地図（所在地略図）																			
	土地賃貸借契約書（借地契約書）	借地上の建物を担保提供いただく場合に必要となります。																		
	承諾書																			
	先行する租税債権がないかどうかの確認資料	担保提供時または極度増額時に所得税・消費税の納税証明書その3等を提出願います。（条件担保の場合は不要。）																		

*この申込について団体信用生命保険を希望される方には、別に保証協会専用の「申込書兼告知書」が必要となります。

*「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の対象となる場合には、これらの制度要綱に基づき、「事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書」が必要となります。

なお、以上のほか制度保証毎に必要な資料やその他追加資料を提出していただくことがあります。

やまぐちギャランティ受付窓口

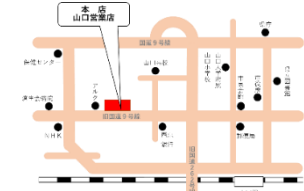
協会の受付窓口は次のとおりです。
保証のご利用はもちろん、ご不明な点等につきましても
お近くの窓口にお気軽にお問い合わせください。



本店

〒753-0074

山口市中央四丁目5番16号 山口県商工会館1・5階
TEL:083-921-3090 FAX:083-921-2055



山口営業店

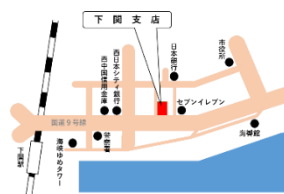
〒753-0074

山口市中央四丁目5番16号 山口県商工会館1階
TEL:083-921-3091 FAX:083-923-2900



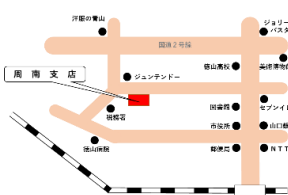
下関支店

〒750-0014 下関市岬之町8番11号
TEL:083-223-6231 FAX:083-235-0222



周南支店

〒745-0075 周南市緑町一丁目75番2
TEL:0834-31-5060 FAX:0834-22-1543



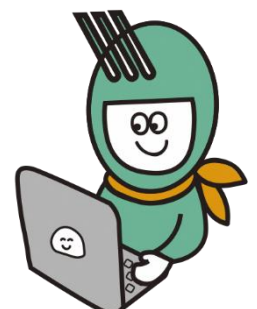
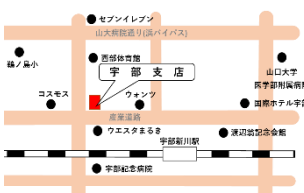
岩国支店

〒740-0017 岩国市今津町三丁目17番6号
TEL:0827-21-5125 FAX:0827-22-0659



宇部支店

〒755-0047 宇部市島3丁目6番18号
TEL:0836-21-7361 FAX:0836-21-8571



山口県信用保証協会イメージキャラクター
まもるん